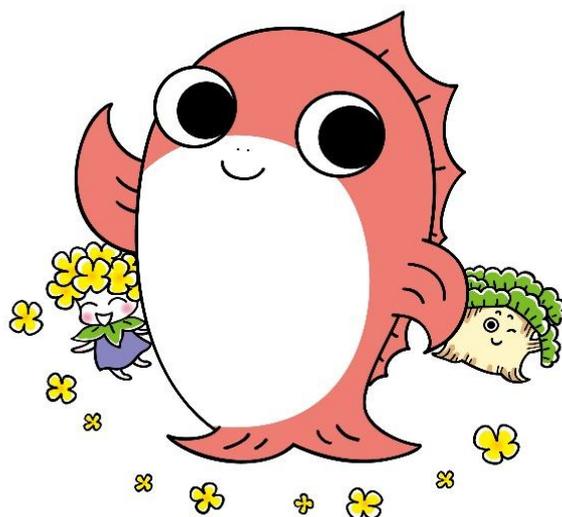


鴨川市こども計画



令和7年3月

鴨 川 市

はじめに

少子化の進行は、社会保障をはじめとする社会経済全体に極めて深刻な影響を与えるものと懸念されています。また、核家族化や経済の低成長、地域社会における連帯感の希薄化により子どもたちや家族を取り巻く子育て環境も大きく変化しています。

少子化が進む一方、子育て環境の変化や保育ニーズの増加、多様化が進んでおり、保護者の視点に立ち、家庭における負担や不安、孤立感を和らげ、安心して子育てができる環境を整備することが重要となっています。

このような中、国は令和5年4月に子ども基本法を施行し、同年12月に5年間の政策指針である「子ども大綱」を策定して、すべての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる「子どもまんなか社会」を目指すとしました。全国の市町村は、子ども大綱の内容を踏まえた取組の推進が求められています。

このように子育て支援の充実が求められる中、本市でも、令和6年4月1日にふれあいセンター内へ「鴨川市子ども家庭センター」を開設し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機関として、多くの方にご利用いただくなど、子育て支援の充実を図っています。

そしてこの度、これまでの「第2期鴨川市子ども・子育て支援事業計画」の成果や方針を継承しながら、国の子ども大綱の内容を踏まえ子どもの権利の尊重や若者への支援について充実した内容とし、『ささえあい、みんなの笑顔を育み、子どもたちが生き生きとするまちづくり』を基本理念に「鴨川市子ども計画」を策定しました。

子育てにつきましても、家庭の中だけの子育てには限界があり、地域全体で地域の子を見守り、育てていくことが必要となってきています。そのため、市民の皆様一人ひとりをはじめ、地域や企業、そしてNPO、ボランティア、子育てグループ等が地域全体で子育てを支えるという仕組みと環境整備、そして意識の醸成を市民の皆様のご協力を得ながら推進してまいります。

結びに、「子育て支援についてのアンケート調査」にご協力をいただいた保護者の皆様、小学5年生、中学2年生をはじめ、本計画の策定にあたり貴重なご意見を賜りました「鴨川市子ども・子育て会議」の委員の皆様方の他、関係機関、市民の皆様にご心からお礼申し上げます。



令和7年3月

鴨川市長

佐々木 久之

目次

第1章 計画策定の趣旨	1
1 計画策定の背景・目的	1
2 計画の性格と位置づけ	2
3 計画の期間	4
4 制度改正と計画の関連	5
第2章 鴨川市のこども・子育て環境の現状	9
1 人口・人口推計	9
2 世帯状況	12
3 女性の就労状況	13
4 幼稚園・保育園・認定こども園・小中学校の状況	14
5 主な子育て支援事業	15
6 アンケート調査	20
第3章 計画の基本的な考え方	33
1 基本理念	33
2 基本目標	34
3 施策の体系	35
第4章 具体的施策の展開	36
基本施策1 就学前の親子への支援	36
基本施策2 学齢期のこどもを健やかに育む環境づくり	41
基本施策3 困難を抱えるこどもや家庭への支援	46
基本施策4 安心して子育てできる環境づくり	49
基本施策5 こども・若者の権利と意見を尊重する社会の実現	52
第5章 子ども・子育て支援事業計画	54
1 教育・保育提供区域の設定	54
2 量の見込みの算出対象と子ども・子育て支援制度の全体像	55
3 教育・保育の見込み量及び確保方策等	56
4 地域子ども・子育て支援事業の見込み量及び確保方策等	59
第6章 計画の推進	69
1 計画の推進体制	69
2 計画の進行管理	70
資料編	71

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景・目的

わが国においては、少子高齢化が継続的に進み、年少人口、生産年齢人口の減少と高齢人口の増加が続いています。また、共働き世帯の増加、未婚化・非婚化や晩産化が進み、子育てを取り巻く環境も変化しつづける中、一部の人のためには、子育てがより一層困難に思える社会状況となっています。

このような現状を踏まえ、国では令和5年4月にこども家庭庁が創設され、合わせて「こども基本法」が施行されました。この「こども基本法」において、都道府県は、国の大綱を勘案して、都道府県こども計画を作成するよう、また、市町村は、国の大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成するよう、それぞれ、努力義務が課せられました。本市では、「第2期鴨川市子ども・子育て支援事業計画」の計画期間の満了を迎えるに当たり、これまでの各施策の進捗状況等を検証しながらも、「こども基本法」に示されている趣旨や国の大綱、県の動向等を鑑み、「こどもまんなか社会」の実現につながるよう、市の子ども・子育て支援施策をさらに推進していくことを目的として、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とする「鴨川市こども計画」を策定します。

「こども」表記について

国が用いる「こども」の表記については、「子供」「子ども」「こども」が混在していますが、本計画では以下の基準で使い分けをすることとします。

- (1) 特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用います。
- (2) 特別な場合とは、①法令に根拠がある語を用いる場合、②固有名詞を用いる場合（既存の事業名や組織名等）とします。

2 計画の性格と位置づけ

こども基本法第10条（都道府県こども計画等）において、市町村は「こども大綱」と「都道府県版こども計画」を勘案して「市町村こども計画」の策定に努めることが求められており、本計画はこの市町村こども計画として策定します。

また、「市町村こども計画」は、既存の各種法令に基づく以下の計画と一体のものとして策定することができるかとされています。

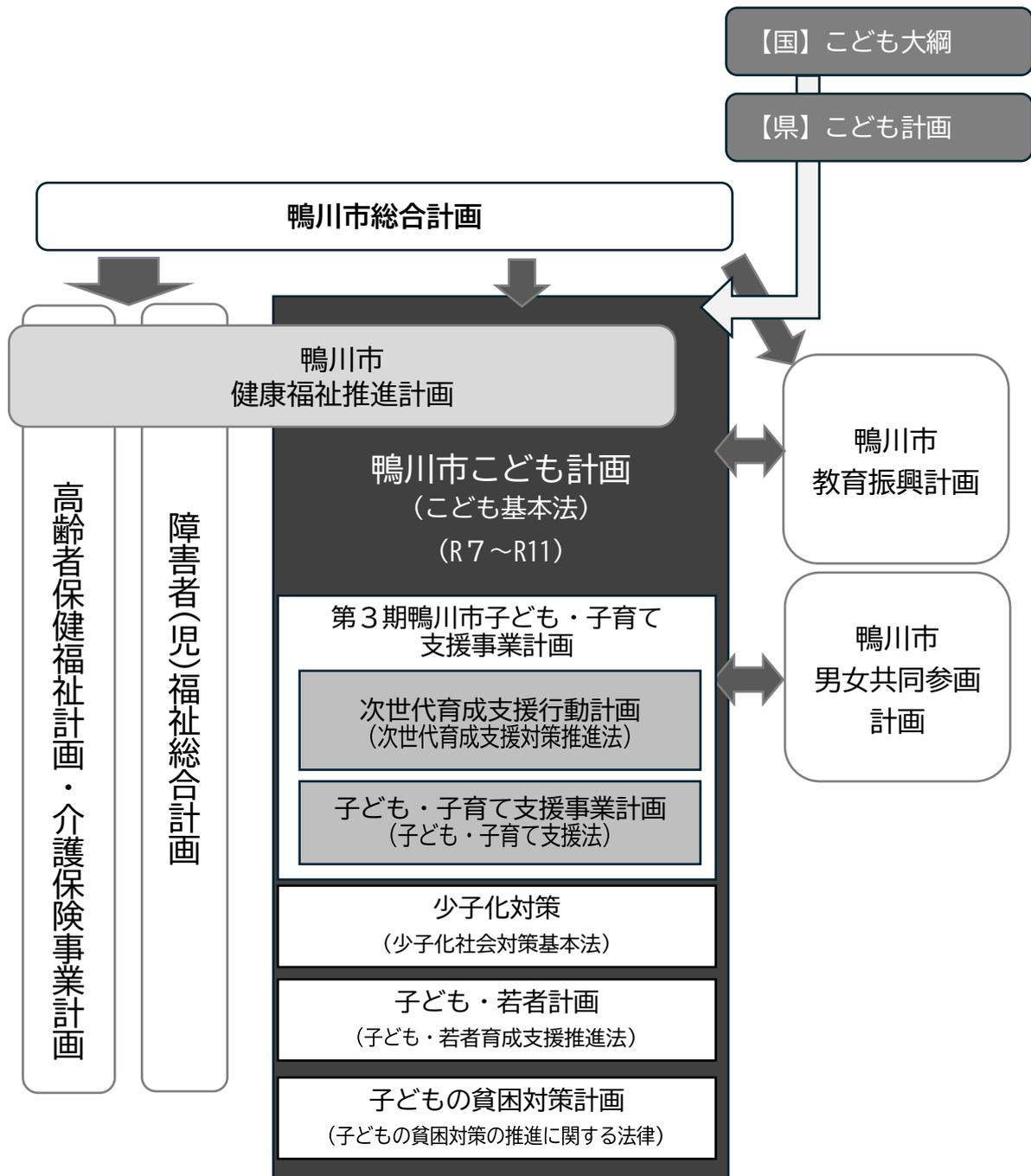
- ・子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する、都道府県子ども・若者計画及び市町村子ども・若者計画
- ・子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に規定する、都道府県計画及び市町村計画
- ・その他の法令の規定により地方公共団体が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるもの

以上を踏まえて、本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「次世代育成支援行動計画」、こどもの貧困対策の推進に関する法律第9条に基づく「子どもの貧困対策計画」、子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく「子ども・若者計画」と一体的に策定します。

また、本計画は、鴨川市総合計画を上位計画とし、鴨川市健康福祉推進計画、鴨川市教育振興計画等の関連計画と整合を図りながら進めていくものです。

本計画の策定にあたっては、市民、関係団体、有識者、行政からなる鴨川市子ども・子育て会議で検討を重ねるとともに、策定に先立って実施した「鴨川市子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査」等の結果を反映しました。

■計画の位置づけと他計画との関係



3 計画の期間

本計画の計画期間を、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。なお、社会情勢の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
第2期鴨川市子ども・子育て 支援事業計画					第1期鴨川市こども計画 (第3期鴨川市子ども・子育て 支援事業計画)				
		中間 見直し		次期 計画の 策定			中間 見直し		次期 計画の 策定

4 制度改正と計画の関連

(1) 国の制度改正の主な内容

①こども家庭庁の設立とこども基本法の施行

令和4年4月にこども基本法案が国会に提出され、同年6月に「こども家庭庁設置法」、「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」、「こども基本法」が成立しました。

令和5年4月にこども家庭庁が創設され、同日に「こども基本法」が施行されました。

<こども基本法>

こども基本法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進することを目的としており、以下の項目を基本理念として掲げています。

- 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けることがないようにすること
- 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- 全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- 全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

<こども家庭庁>

こども家庭庁は、こども基本法の施行とともに令和5年4月に発足しました。こども家庭庁は、「こどもまんなか社会」を実現するために、こどもの視点に立って意見を聞き、こどもにとっての一番の利益を考え、こどもと家庭の福祉や健康の向上を支援し、こどもの権利を守るこども政策について取り組みます。

こどもまんなか社会とは・・・

「全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会」

②こども大綱

令和5年12月に、こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、国は、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」を閣議決定しました。こども大綱では、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、以下の6本の柱を政府におけるこども施策の基本的な方針とするとされています。また、こども大綱は、これまで別々に作成・推進されてきた、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つのこどもに関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるものとなっています。

- 1) こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- 2) こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- 3) こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- 4) 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- 5) 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
- 6) 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

③こども未来戦略

令和5年12月には、これまでにない規模で、全てのこども・子育て世帯を対象にライフステージ全体を俯瞰して、切れ目ない子育て支援の充実を図るとともに、共働き・共育てを推進していく総合的な対策として、「こども未来戦略」が閣議決定されました。戦略では、令和6年度からの3年間で集中的に取り組む「加速化プラン」において、「ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組」、「全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充」、「共働き・共育ての推進」、「こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革」の4つの項目に沿って、具体的な施策が示されました。

④児童福祉法等の改正

子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するため、要保護児童等への包括的かつ計画的な支援の実施の市町村業務への追加、市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行うこども家庭センターの設置の努力義務化、子ども家庭福祉分野の認定資格創設、市区町村における子育て家庭への支援の充実等を内容とする「児童福祉法等の一部を改正する法律」が令和4年6月に成立し、令和6年4月に施行されました。この法律により、訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業が新設され、これらを含む家庭支援の事業について市区町村が必要に応じ利用勧奨・措置を実施することとされました。

⑤子ども・子育て支援法の改正

先述した「こども未来戦略」の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、改正子ども・子育て支援法が令和6年6月に成立しました。具体的には、児童手当の抜本的な拡充、出産などの経済的負担軽減、「こども誰でも通園制度」の創設、「産後ケア事業」の計画的な提供体制の整備などが盛り込まれています。

⑥市町村こども計画

「こども基本法」に基づき、国のこども大綱、県のこども計画を勘案した「市町村こども計画」の策定が努力義務となりました。

市町村こども計画は、こども大綱と都道府県こども計画を勘案して策定することが求められています。また、既存の各種法令に基づく計画と一体のものとして策定することができるとされています。具体的には、「子ども・子育て支援事業計画」「次世代育成支援行動計画」、「子どもの貧困対策計画」、「子ども・若者計画」などと一体的に策定することができるとされています。

(2) 本市の子ども・子育て支援施策の動向

①第1期子ども・子育て支援事業計画

本市では、平成24年に制定された「子ども・子育て支援法」に基づく市町村事業計画を含む計画として、平成27年度から5年間における、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指して、「第1期鴨川市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

②第2期子ども・子育て支援事業計画

上記の平成27年度から令和元年度を期間とする「第1期鴨川市子ども・子育て支援計画」の期間中に、子ども・子育て支援法が改正されたほか、平成29年6月に子育て安心プランが発表され、「待機児童の解消」「女性の就業率の向上」「保育の受け皿の拡大と質の確保、保育人材の確保」「保護者へ寄り添う支援の普及促進」「幼児教育の無償化」といった方向性が打ち出されました。第1次計画の進捗状況等を検証するとともに、国や県の指針や動向を踏まえて、令和2年度から令和6年度を計画期間とする「第2期鴨川市子ども・子育て支援計画」を策定しました。

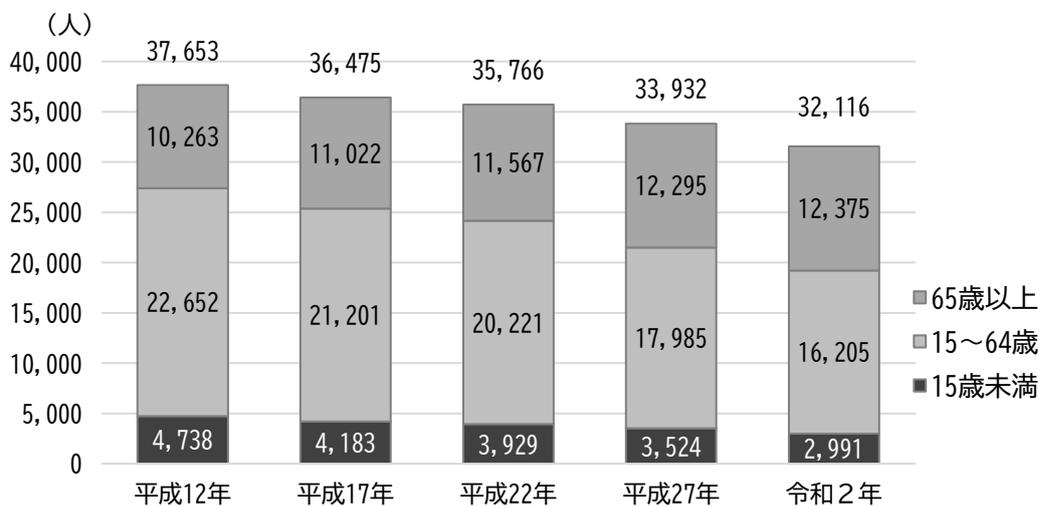
第2章 鴨川市のこども・子育て環境の現状

1 人口・人口推計

(1) 総人口の推移

本市の総人口は減少傾向にあり、平成12年から令和2年にかけて5,537人の減少となっています。

年齢3区分別の人口の推移をみると、年少人口と生産年齢人口はこの20年間に減少しつづき、高齢者人口は増加し続けています。



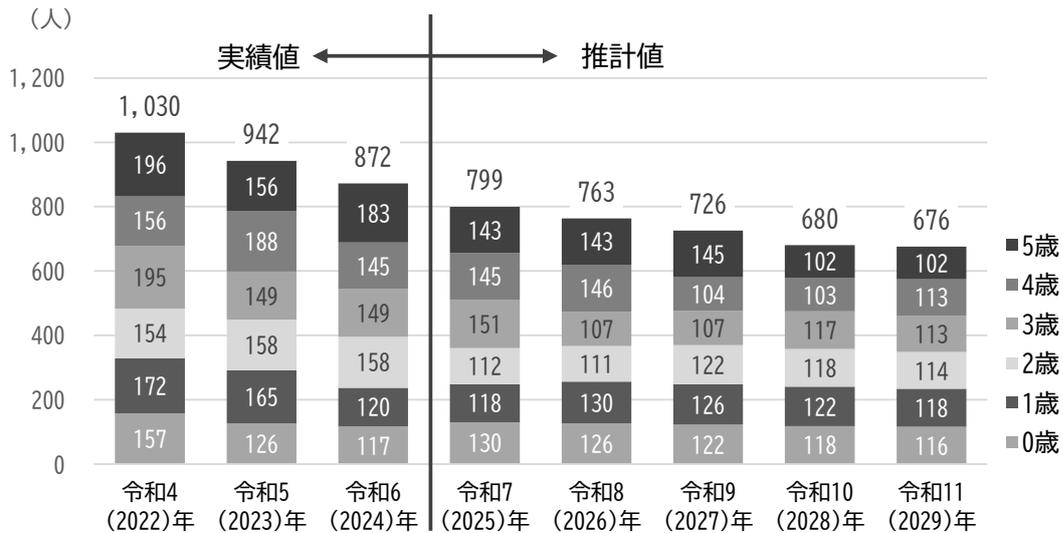
資料：国勢調査

(2) 児童人口の推計

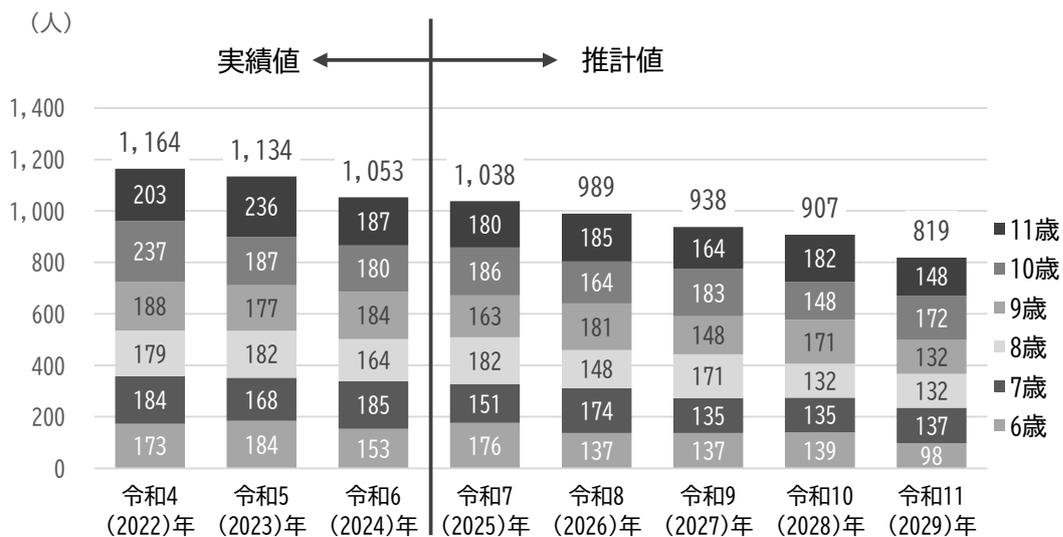
令和6年から令和11年にかけて、本市の0歳から5歳人口は123人程度の減少が予想されます。

就学児童については、低学年（6歳から8歳）で142人程度、高学年（9歳から11歳）で77人程度の減少が予想されます。

0歳から5歳の推計人口



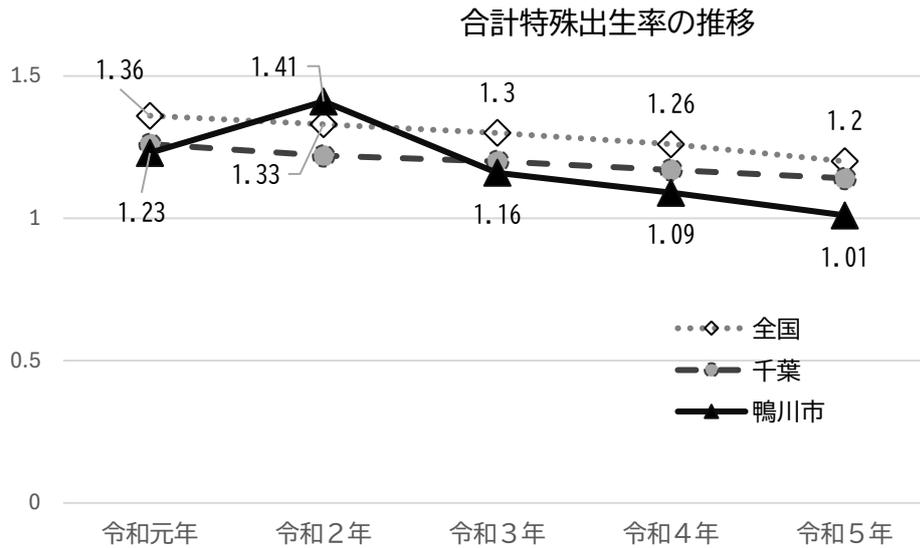
6歳から11歳の推計人口



資料：コーホート変化率法により算出（令和4年から6年の住民基本台帳人口を用いて推計）

(3) 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は、年による増減が大きくなっていますが、令和2年を除いて、令和元年、令和3年から令和5年は県平均及び全国平均を下回っています。

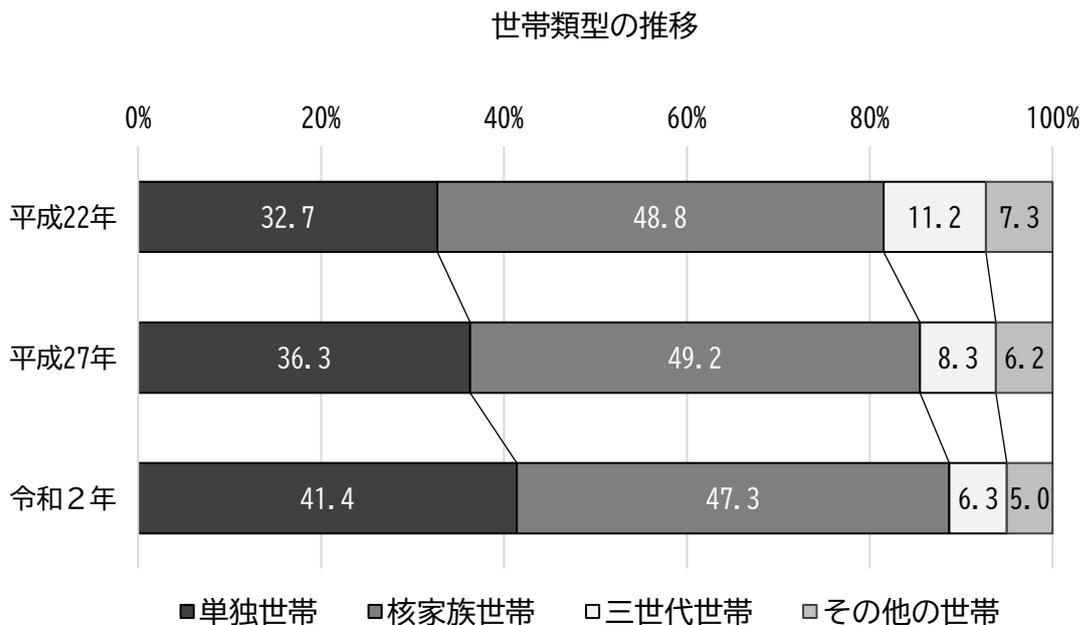


資料：千葉県健康福祉部健康福祉指導課、厚生労働省

2 世帯状況

(1) 世帯類型の推移

本市の世帯類型ごとの割合の推移をみると、単独世帯が継続的に増加する一方、三世帯世帯は減少、そして核家族世帯は令和2年に減少に転じています。



資料：国勢調査

(2) ひとり親世帯の状況

本市のひとり親世帯は、全体としては平成27年で減少し、令和2年で増加しています。基本的に父子世帯は少なく、全体の増減は母子世帯の増減に影響されています。

■ひとり親世帯数の推移（18歳未満のこどものいる世帯）

	平成22年	平成27年	令和2年
父子世帯	17世帯	19世帯	19世帯
母子世帯	153世帯	124世帯	188世帯
合計	170世帯	143世帯	207世帯

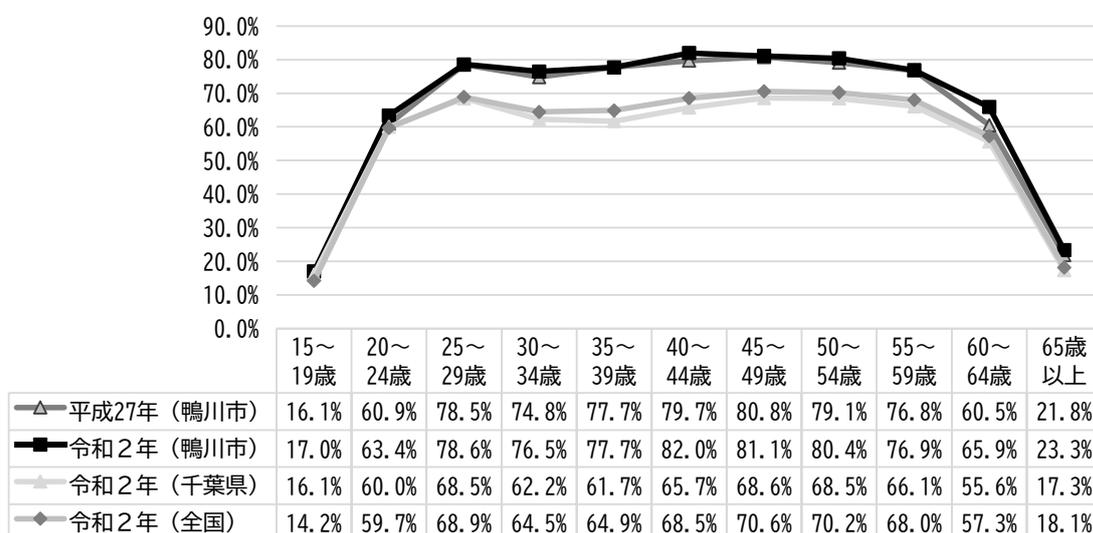
資料：国勢調査

3 女性の就労状況

(1) 女性の年齢階級別就業率

本市の女性の年齢階級別就業率について、特に子育てに関わる20代前半から40代後半の年代についてみると、平成27年と令和2年の比較では、20代前半と30代前半、40代がほんの少し増加していますが、基本的に大きな変化はありません。経年変化はほぼないものの、かつてのように、子育て期の母親が就労を控えるという現象はほぼなくなりつつあると考えられます。

千葉県平均及び全国平均との比較では、本市の子育て年代の女性の就業率は高くなっています。



資料：国勢調査

4 幼稚園・保育園・認定こども園・小中学校の状況

(1) 幼稚園・保育園・認定こども園の状況

令和6年4月現在、市内には、認定こども園が7園（公立6園、私立1園）あります。令和6年5月1日現在、653人の児童が在籍しています。なお、令和2年4月1日から市内の幼稚園・保育園が全て認定こども園となりました。こどもの人口の減少とともに、令和4年度以降は認定こども園の園児数は減少傾向にあります。

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
認定こども園	781	747	733	674	653

※市内から市外の施設へ通う児童は含まれず、市外から通園する児童は含んでいます。

(2) 小中学校の状況

令和6年4月現在、市内には小学校が7校、中学校が3校あります。令和6年5月1日現在、小学校児童は1,029人、中学校生徒は589人が在籍しており、小学校児童及び中学校生徒は減少傾向で推移しています。

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校	1,280	1,195	1,142	1,120	1,029
中学校	668	668	652	621	589

5 主な子育て支援事業

(1) 子育て支援室（地域子育て支援拠点事業）

本市の子育て支援室は、3歳児までのこどもを対象に親子が気軽に集い、相互交流や子育てについて相談できる場です。平成28年度までは地域子育て支援センターとして市内1か所で同じ役割を担ってきましたが、平成29年度から、現在の子育て支援室へと移行し、市内4か所（長狭子育て支援室、江見子育て支援室、天津小湊子育て支援室、OURS子育て支援室）で開設されています。

延べ利用者数及び延べ利用組数の推移をみると、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度と令和3年度に大きく落ち込みましたが、令和4年度以降回復してきています。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用者数 (単位：人)	10,226	4,248	5,931	8,227	8,649
延べ利用組数 (単位：組)	4,238	1,806	2,607	3,716	3,857

(2) 障害児親子通所支援センター

障害児親子通所支援センターでは、心身の発達に関する相談・助言、障害の特性に応じた指導に必要な支援を実施しています。

■利用者数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
乳幼児数 (単位：延人)	381	195	195	574	570
	開催日数 (130日)	125	125	86	128
保護者数 (単位：延人)	11	12	10	8	8

(3) 妊婦健康診査の状況

妊婦に対して、妊娠届出時に「医療機関委託妊婦健康診査受診票」を交付し、14回の健診の費用の一部を助成しており、受診率は良好といえます。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ハイリスクケース数（単位：人）	62	54	45	50	34
妊娠届出件数（単位：人）	198	188	168	143	159
妊婦健康診査受診率（単位：％）	100	100	100	100	100

(4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）には新生児訪問指導も含まれ、出生数に対するその訪問実施数は、ほぼ100%対応しています。訪問実施数のうち、継続支援を必要とするケースは横ばいで推移しています。

■令和5年度訪問実績

出生数	保健師訪問	主任児童委員訪問	電話・面接対応
127件	124件	0件	3件

資料：健康推進課

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
新生児訪問（単位：件）	87	74	85	63	65
こんにちは訪問（単位：件）	69	95	86	63	54
出生数（単位：人）	175	172	171	133	127
継続ケース数（単位：件）	40	50	32	39	43

(5) ファミリー・サポート・センター事業

本市では、生後6か月以上小学校6年生以下の子どもを対象としてファミリー・サポート・センター事業を実施しています。提供会員数と依頼会員数はともに横ばいとなっていますが、利用延べ件数は近年増加傾向にあります。

■ファミリー・サポート・センター事業の状況 (単位：人/件)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
依頼会員数	22	23	27	27	24
提供会員数	7	12	14	15	13
両方会員数	2	1	1	1	0
利用延べ件数	28	14	36	166	195

資料：子ども支援課

(6) 認定こども園の時間延長保育

保護者の勤務時間や通勤時間等の関係で、正規の保育時間内の送迎ができない方のために、市内7か所の認定こども園で時間延長保育を実施しています。令和4年度を除くと、例年300人台で推移しています。

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延長保育の利用者数 (単位：人)	366	345	377	466	353

(7) 一時預かり事業

市内在住の就学前児童の一時的な保育を行っています。一般型と幼稚園型の2種類があり、一般型は主に在宅で子育てをしている家庭を対象に、私立認定こども園で実施しています。幼稚園型は、認定こども園の在園児を対象に、公立認定こども園で実施しています。幼稚園型は平成30年度から始まった事業です。

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般形 (単位：人)	3,625	3,086	3,448	2,858	2,678
幼稚園型 (単位：人)	888	725	757	625	446

(8) 放課後児童クラブ（学童保育）

小学校1年生から6年生を対象に、放課後児童クラブ（学童保育）が実施されており、令和2年度に利用者数は一度低下したものの、令和3年度以降再び増加し、令和5年度は令和元年度とほぼ同じ水準となっています。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録人数 (単位：人)	376	323	333	356	379
1年生	96	87	111	100	108
2年生	97	79	85	95	92
3年生	66	60	56	67	82
4年生	51	47	45	42	49
5年生	38	27	25	35	32
6年生	28	23	11	17	16
実施箇所数 (単位)	7	7	7	7	7

(9) 病児保育

病気などの理由で認定こども園等に預けることができず、また家庭でも保育できない子どもを、一時的に保育しています。市内の医療法人に委託し、1か所で実施しています。令和2年度で利用者が一時的に低下したものの、令和3年度以降は再び500人台から700人台で推移しています。

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (単位：延人)	681	343	583	775	575

■鴨川市における保育サービス事業（令和7年度からの体制）

	認定こども園の教育保育時間等									
	平日							土曜日		
	7:30	8:00	9:00	14:00	16:00	18:30	7:30	13:00		
1号認定（3～5歳）	一時預かり	教育時間（5時間以内）			一時預かり			一時預かり		
	土曜、日曜、祝日、夏休み、冬休み、春休みは休園									
2号認定（3～5歳）	通常保育（保育標準時間認定）							通常保育		
		通常保育（保育短時間認定）				延長保育		通常保育		
3号認定（0～2歳）	公立園は日曜日、祝日、年末年始は休園（私立園は365日保育）									

※認定区分の詳細については、p.57 から p.58 を参照

用語の説明	概要
一時預かり	<p>家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を一時的に預かる事業です。以下の2種類があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般型：主に在宅で子育てをしている家庭を対象に実施しています。 【実施施設：認定こども園 OURS】 ・幼稚園型：認定こども園の在園児を対象に実施しています。 【実施施設：公立認定こども園】
延長保育	<p>保護者の勤務時間や通勤時間等の関係で、正規の保育時間内の送迎ができない方のために、市内7か所の認定こども園で時間延長保育を実施しています。</p>
保育標準時間認定	<p>2号又は3号認定を受ける場合、保護者の就労等の定められた事由により、常時保育が必要な状態にあることが必要です。その際、就労時間が月120時間以上の場合に、保育標準時間認定を受け、1日当たり11時間保育を受けることが可能となります。</p>
保育短時間認定	<p>上記に準じて、保護者の就労時間が月64時間以上、120時間未満の場合に、保育短時間認定を受け、1日当たり8時間保育を受けることが可能となります。</p>

6 アンケート調査

本計画の策定に向けて、就学前児童保護者及び小学生保護者を対象として、子育てに関するニーズや要望などについて尋ねるとともに、市町村版こども計画の策定においては、こどもの意見聴取が求められており、今回小学5年生と中学2年生にアンケートを実施しました。調査の概要は以下のとおりです。

【保護者を対象としたアンケート】

調査対象	配布数	調査方法		有効回収※票数 と有効回収率	調査期間
		配布	回収		
就学前児童のいる世帯	739 票	郵送	郵送またはウェブサイト	356 票 48.2%	令和6年 3月11日～22日
小学1～6年生のいる世帯	619 票	郵送	郵送またはウェブサイト	247 票 39.9%	

【こどもを対象としたアンケート】

調査対象	配布数	調査方法		有効回収※票数 と有効回収率	調査期間
		配布	回収		
市内小学校の5年生	169 票	学校で用紙配布	ウェブサイト	161 票 95.3%	令和6年 8月26日～9月20日
市内中学校の2年生	180 票	学校で用紙配布	ウェブサイト	143 票 79.4%	

※有効回収とは、集計対象にできた回収分のこと。

【調査結果の見方】

- ① 設問のなかには前問に答えた人のみが回答する「限定設問」があり、その設問においては表中の回答者数が全体より少なくなっています。
- ② 設問には1つのみ答える単数回答（SA）と、複数回答（MA）があり、複数回答の設問では表記の割合の合計が100%を超えます。
- ③ 割合は選択肢ごとに小数第二位で四捨五入しているため、表によってはその割合の合計が100%にならないものがあります。
- ④ 複数回答における無回答の選択肢については、一部表記を省略しています。
- ⑤ 設問の文言は表記上の制約により、一部簡略化して表記しています。

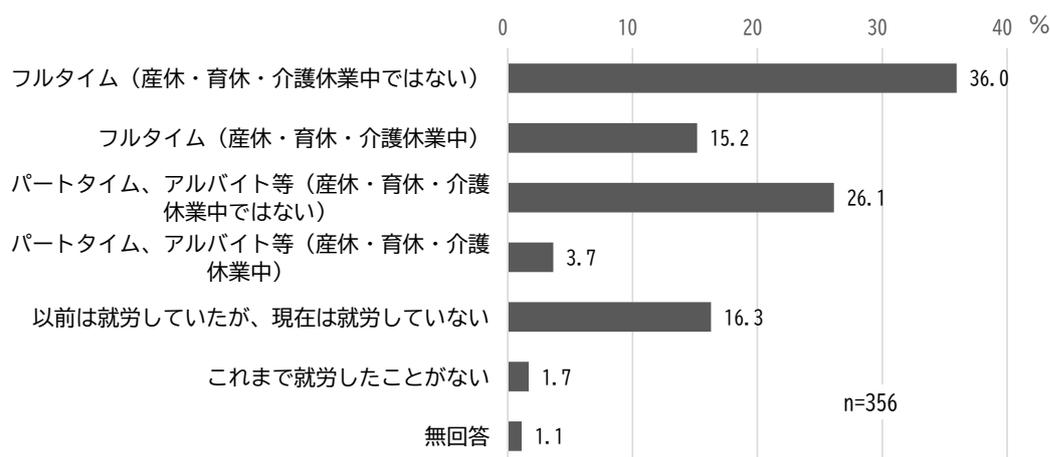
(1) 母親の就労状況について

就学前児童保護者の就労状況は、「フルタイム（産休・育休等の有無を合計）」の割合が51.2%、「パートタイム、アルバイト等（産休・育休等の有無を合計）」の割合が29.8%、「就労していない（現在就労していないと就労経験なしを合計）」の割合が18.0%となっています。

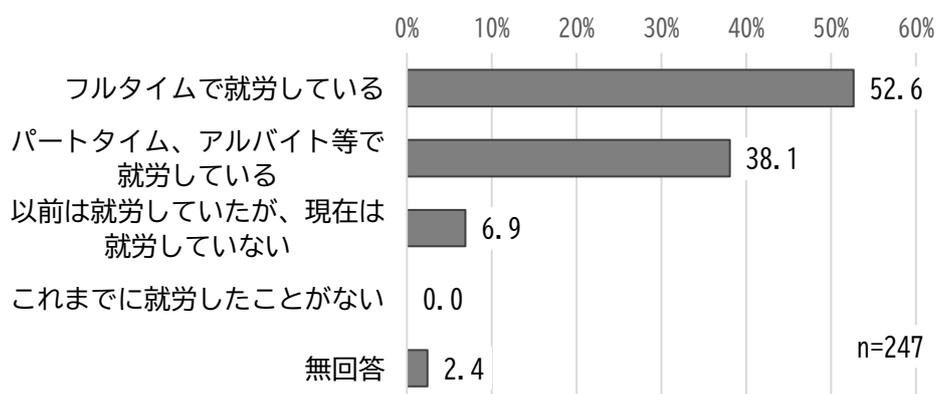
小学生保護者の就労状況は、「フルタイム」の割合が52.6%、「パートタイム、アルバイト等」の割合が38.1%、「就労していない（現在就労していないと就労経験なしを合計）」の割合が6.9%となっています。

就学前児童保護者と小学生保護者を比較すると、「フルタイム」の割合はほぼ同じですが、「パートタイム、アルバイト等」は小学生保護者の方が高く、「就労していない」は小学生保護者の方が低くなっています。こどもが大きくなるにつれて、仕事を再開する母親が一定の割合いると考えられます。

母親の就労状況【就学前児童保護者】(SA)



母親の就労状況【小学生保護者】(SA)



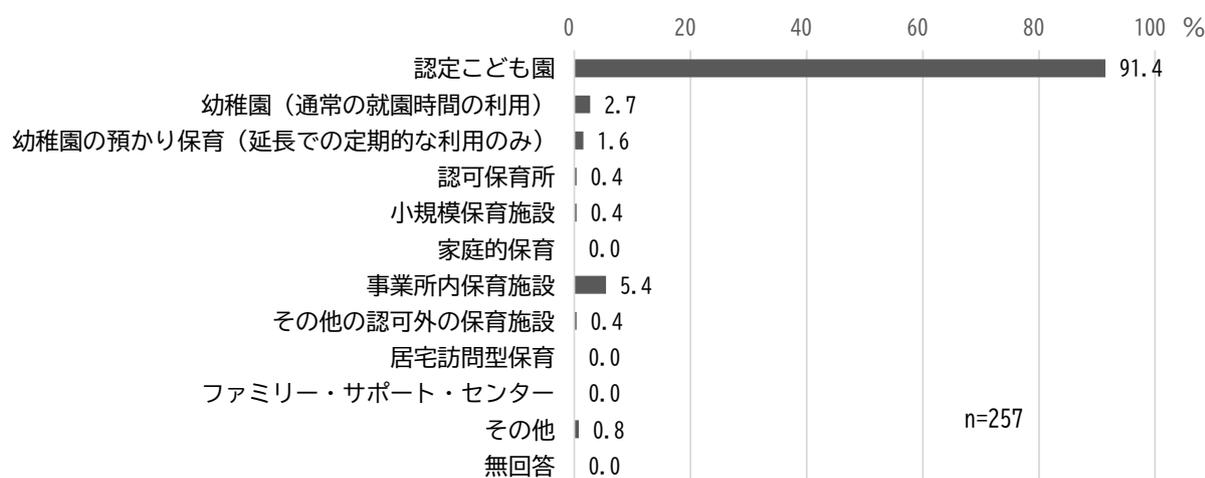
(2) 平日の「定期的な教育・保育事業」の利用状況、利用希望について

平日日中の、教育・保育事業の現在の利用状況では「認定こども園」の割合が最も高く91.4%、次いで「事業所内保育施設」5.4%と続いています。

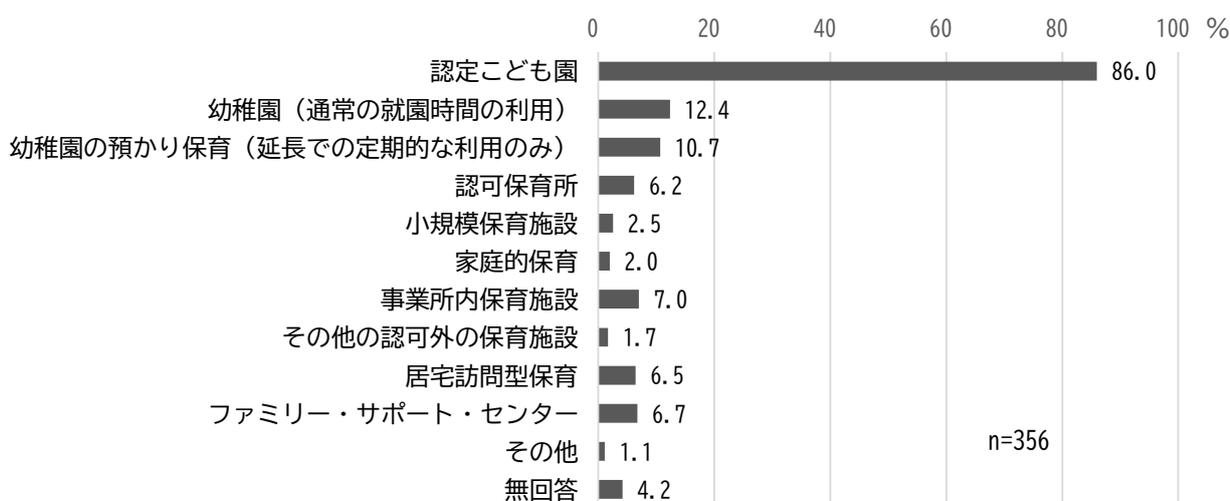
利用希望では、「認定こども園」が86.0%と最も高く、次いで「幼稚園（通常の就園時間の利用）」12.4%と続いています。

現在の利用状況と利用希望を比較すると、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」の割合が最も差があり、現在の利用状況よりも利用希望のほうが9.7ポイント高くなっています。次いで差が大きいのは幼稚園の預かり保育（延長での定期的な利用のみ）で、利用希望のほうが9.1ポイント高くなっています。

現在の利用状況【就学前児童保護者】(MA)



利用希望【就学前児童保護者】(MA)



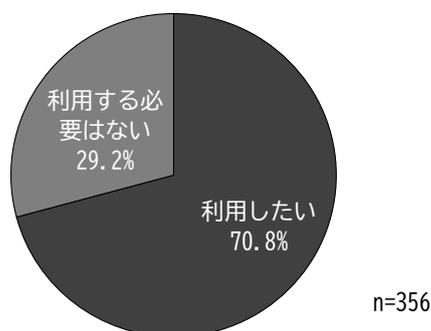
(3) 学童の利用希望（就学前児童保護者）

就学前児童保護者の学童の利用希望については、「利用したい」が70.8%、「利用する必要はない」が29.2%となっています。

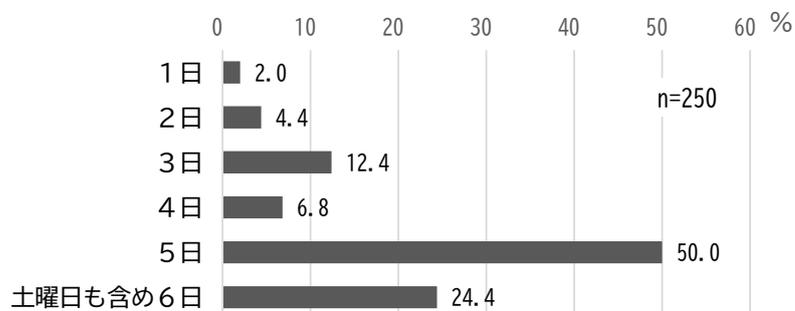
利用希望者のうち、学童の利用希望日数は、「5日」の割合が最も高く50.0%、次いで「土曜日も含め6日」が24.4%となっています。

何年生まで利用したいか、という利用希望学年は、「6年生」が46.0%、次いで「3年生」が23.2%となっています。

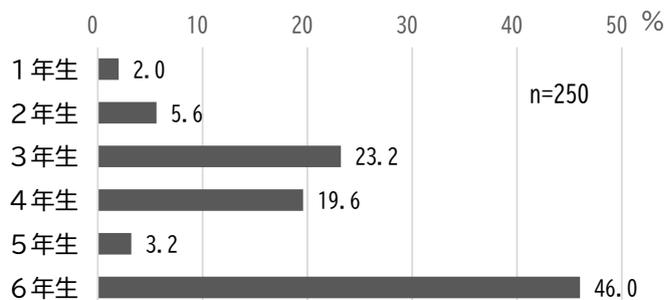
学童の利用希望【就学前児童保護者】(SA)



学童の利用希望日数（1週間当たり）【就学前児童保護者】(SA)



学童の利用希望学年【就学前児童保護者】(SA)

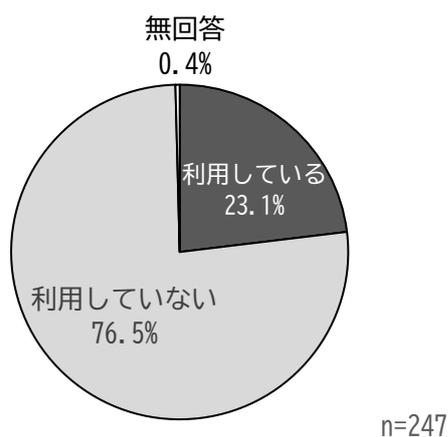


(4) 学童の利用状況等（小学生保護者）

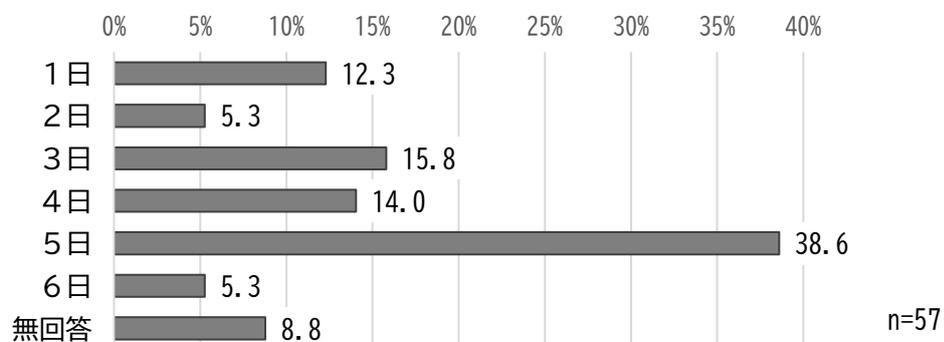
小学生保護者に対する学童の利用状況について、現在の学童の利用の有無については、「利用している」が23.1%、「利用していない」が76.5%となっています。

また、現在の学童の利用日数は、「5日」の割合が最も高く38.6%、次いで「3日」が15.8%、「4日」が14.0%となっています。

学童の利用状況【小学生保護者】(SA)

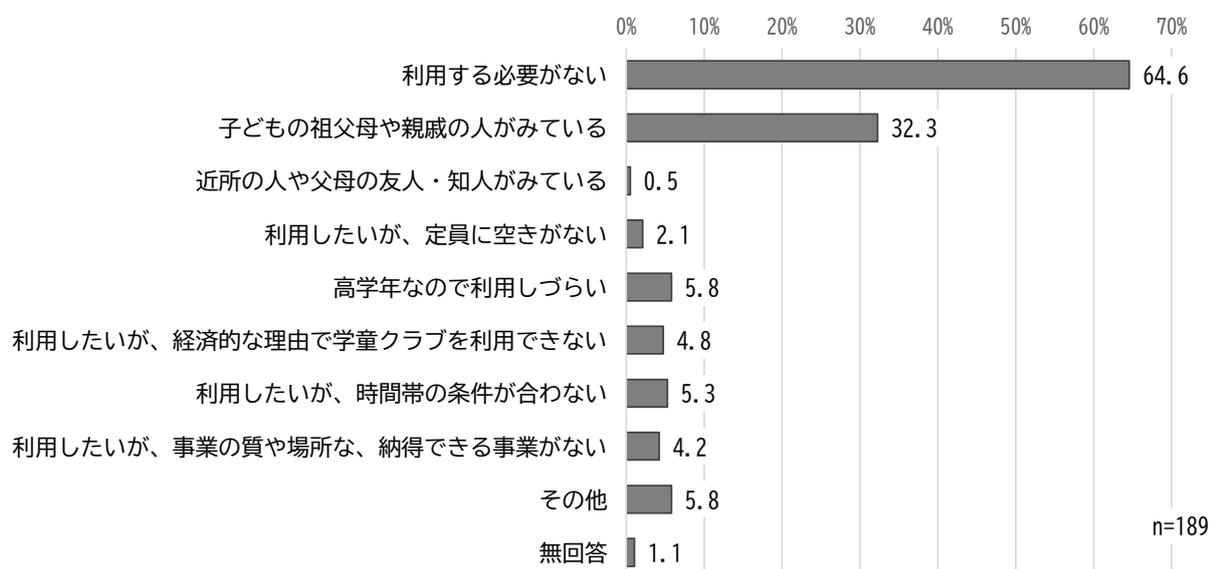


学童の利用日数（1週間あたり）【小学生保護者】(SA)



学童を利用していない理由としては、「利用する必要がない」を除くと、「子どもの祖父母や親戚の人がみている」の割合が最も高く 32.3%となっています。

学童を利用していない理由【小学生保護者】(SA)

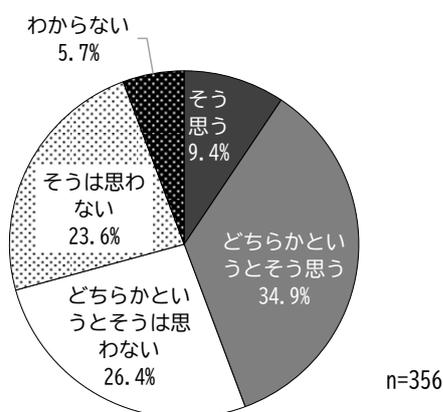


(5) 鴨川市の子育て環境について（就学前児童保護者）

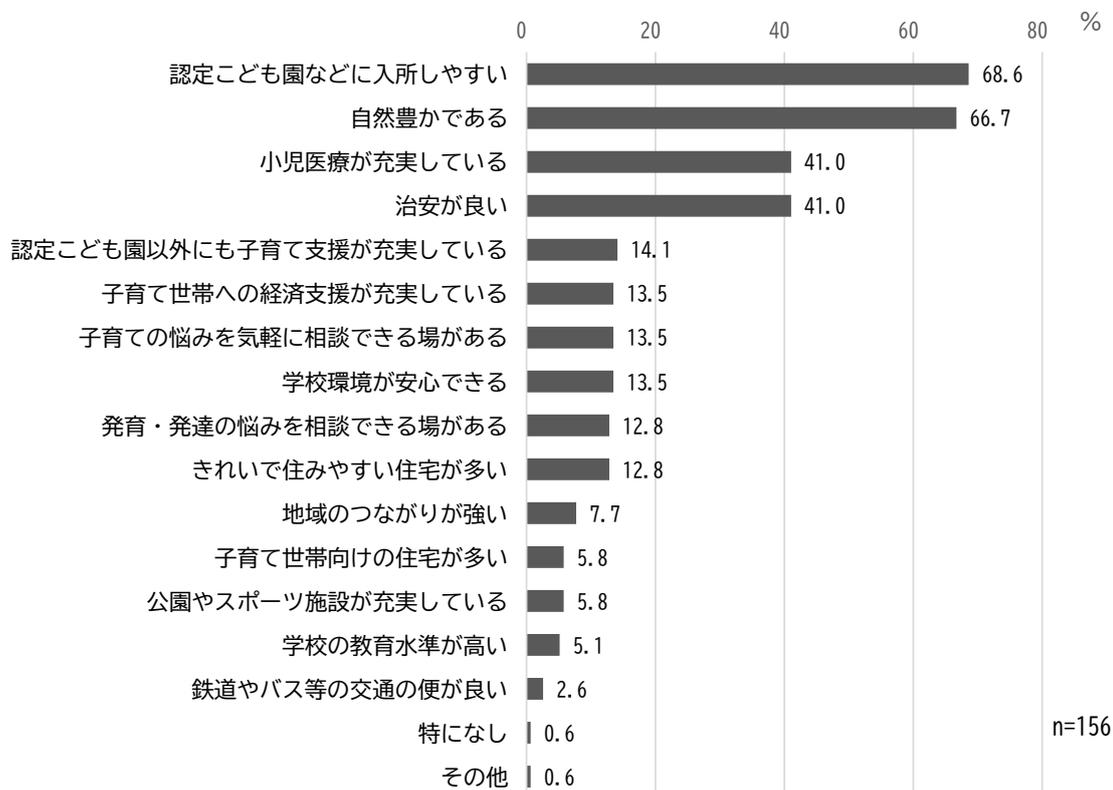
就学前児童保護者に、鴨川市は子育てしやすいまちだと思うかを尋ねたところ、「そう思う」と「どちらかというと思う」の合計は44.3%、「どちらかというとは思わない」と「そうは思わない」の合計は50.0%となっています。

また、「そう思う」と「どちらかというと思う」と回答した保護者に、子育てしやすい理由を尋ねたところ、「認定こども園などに入所しやすい」の割合が最も高く68.6%、次いで「自然豊かである」が66.7%、「小児医療が充実している」と「治安が良い」がそれぞれ41.0%と続きます。

鴨川市の子育てしやすさ【就学前児童保護者】(SA)



鴨川市が子育てしやすい理由【就学前児童保護者】(MA)

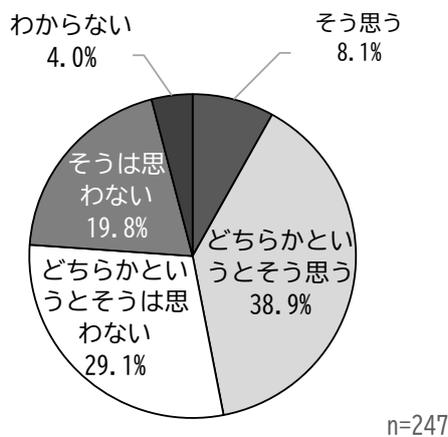


(6) 鴨川市の子育て環境について (小学生保護者)

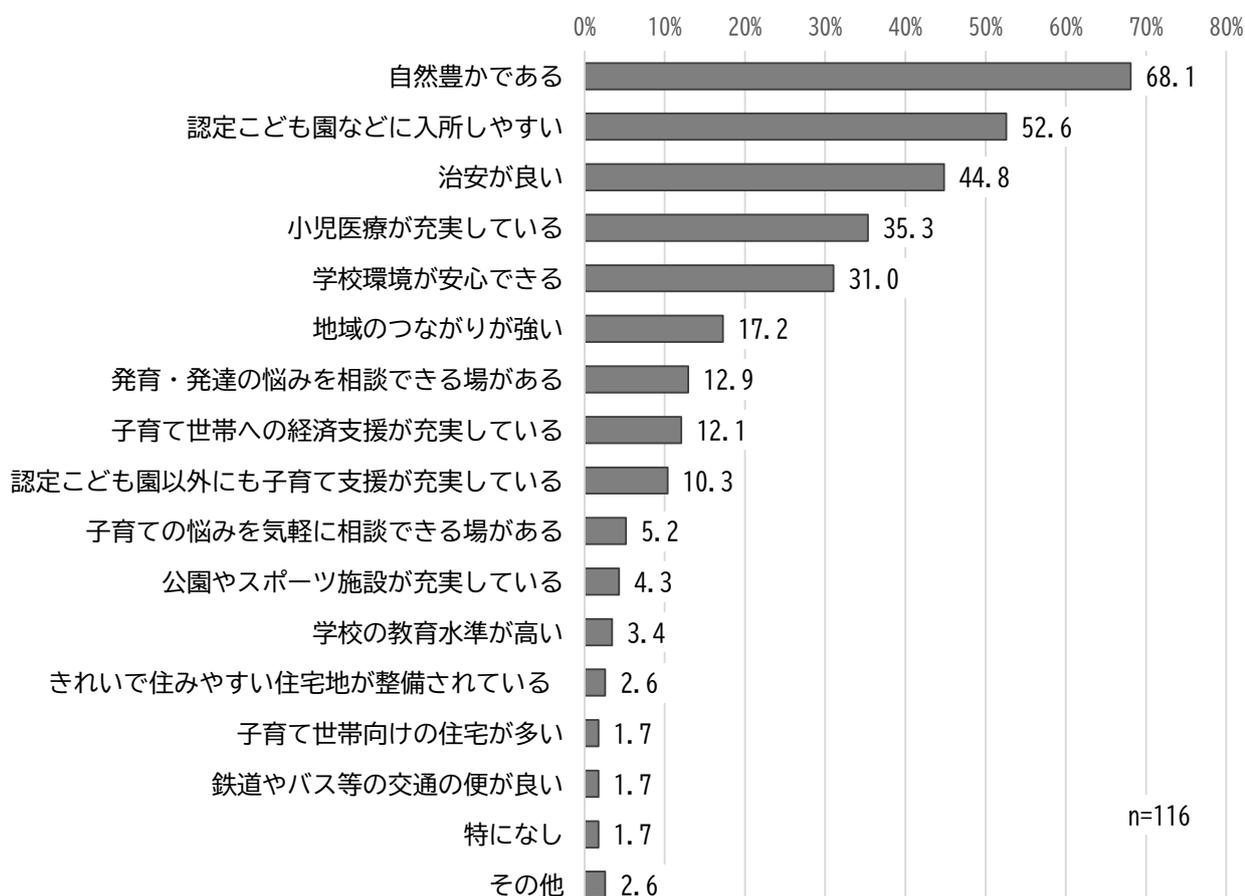
鴨川市は子育てしやすいまちだと思うかを尋ねたところ、「そう思う」と「どちらかというと思う」の合計は47.0%、「どちらかというとは思わない」と「そうは思わない」の合計は48.9%となっています。

また、「そう思う」と「どちらかというと思う」と回答した保護者に、子育てしやすい理由を尋ねたところ、「自然豊かである」の割合が最も高く68.1%、次いで「認定こども園などに入所しやすい」が52.6%、「治安が良い」44.8%、「小児医療が充実している」35.3%と続きます。

鴨川市の子育てしやすさ【小学生保護者】(SA)



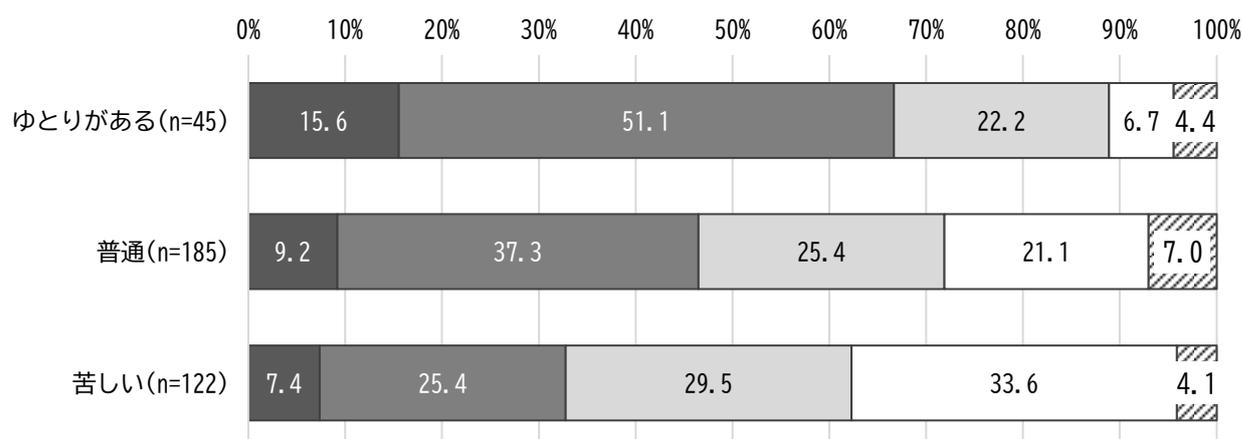
鴨川市が子育てしやすい理由【小学生保護者】(MA)



(7) 経済的な状況からみた保護者意見

就学前児童の保護者について、経済的な状況別に、鴨川市の子育てのしやすさへの意見をみると、「苦しい（「やや苦しい」＋「とても苦しい」の合計、以下同じ）」と回答した世帯は、「ゆとりがある（「とてもゆとりがある」＋「ややゆとりがある」の合計、以下同じ）」や「普通」と回答した世帯よりも、「そうは思わない」の割合が高くなっています。経済的に苦しい世帯の方が、鴨川市は子育てがしにくい、と評価しているといえます。

鴨川市の子育てのしやすさ【就学前児童保護者】（経済的な状況別クロス分析）



■ そう思う ■ どちらかというそう思う □ どちらかというそうは思わない □ そうは思わない □ わからない

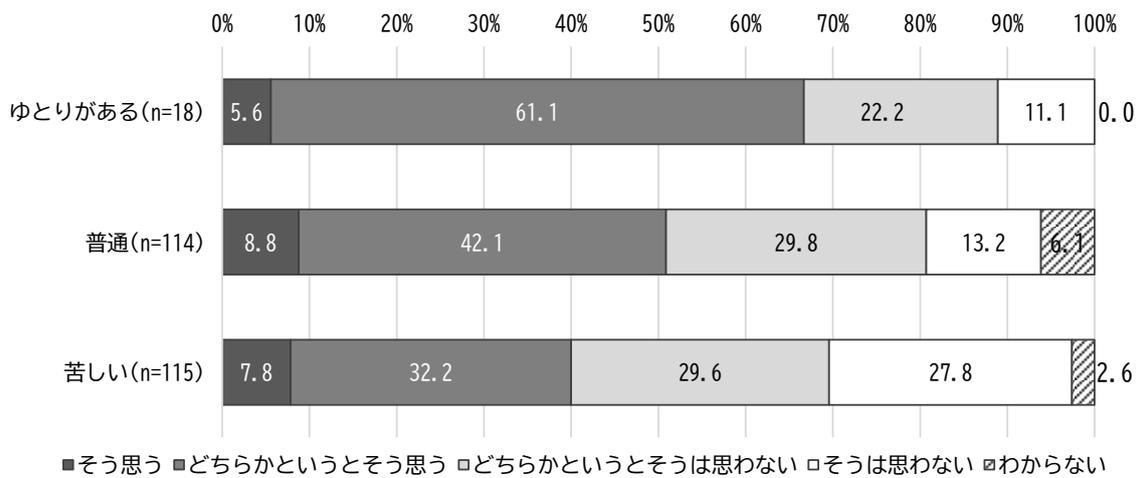
※<クロス分析での注意点>

この「経済的な状況別クロス分析」とは、それぞれの調査で以下のような設問を用い分析しています。

保護者アンケート（就学前児童保護者と小学生保護者）では、「現在の家庭の暮らしの状況を経済的にみてどう感じていますか」という問に対し、「とてもゆとりがある」「ややゆとりがある」「普通」「やや苦しい」「とても苦しい」という5つの選択肢から回答してもらい、この回答結果を再分類し、経済的に「ゆとりがある」「普通」「苦しい」という3区分を構成し、分析しています。

小学生保護者について、経済的な状況別に、鴨川市の子育てのしやすさへの意見をみると、「難しい」と回答した世帯は、「普通」と回答した世帯よりも、「そうは思わない」の割合が高くなっています。経済的に難しい世帯の方が、鴨川市は子育てがしにくい、と評価しているといえます。（なお、「ゆとりがある」については、サンプル数が18と少ないため注意が必要です。）

鴨川市の子育てのしやすさ【小学生保護者】（経済的な状況別クロス分析）



(8) 自己肯定感 (小学5年生・中学2年生)

自己肯定感に関する項目は全部で10項目尋ねました。ここではいくつか代表的な項目について言及すると(グラフは次ページ)、「自分のことが好き」という小学5年生は、「そう思う」と「だいたいそう思う」を合わせると55.3%、同じく中学2年生は、51.1%となっています。

「自分は周りの人から大切にされていると思う」という小学5年生は、「そう思う」と「だいたいそう思う」を合わせると72.7%、同じく中学2年生は、79.1%となっています。

「心配ごとが多く、いつも不安に思っている」という小学5年生は、「そう思う」と「だいたいそう思う」を合わせると37.9%、同じく中学2年生は、55.3%となっています。

小5と中2の差についてみると、「そう思う」のみの差で最も大きいのは「自分のことが好き」で、中2のほうが10.3ポイント低くなっています。

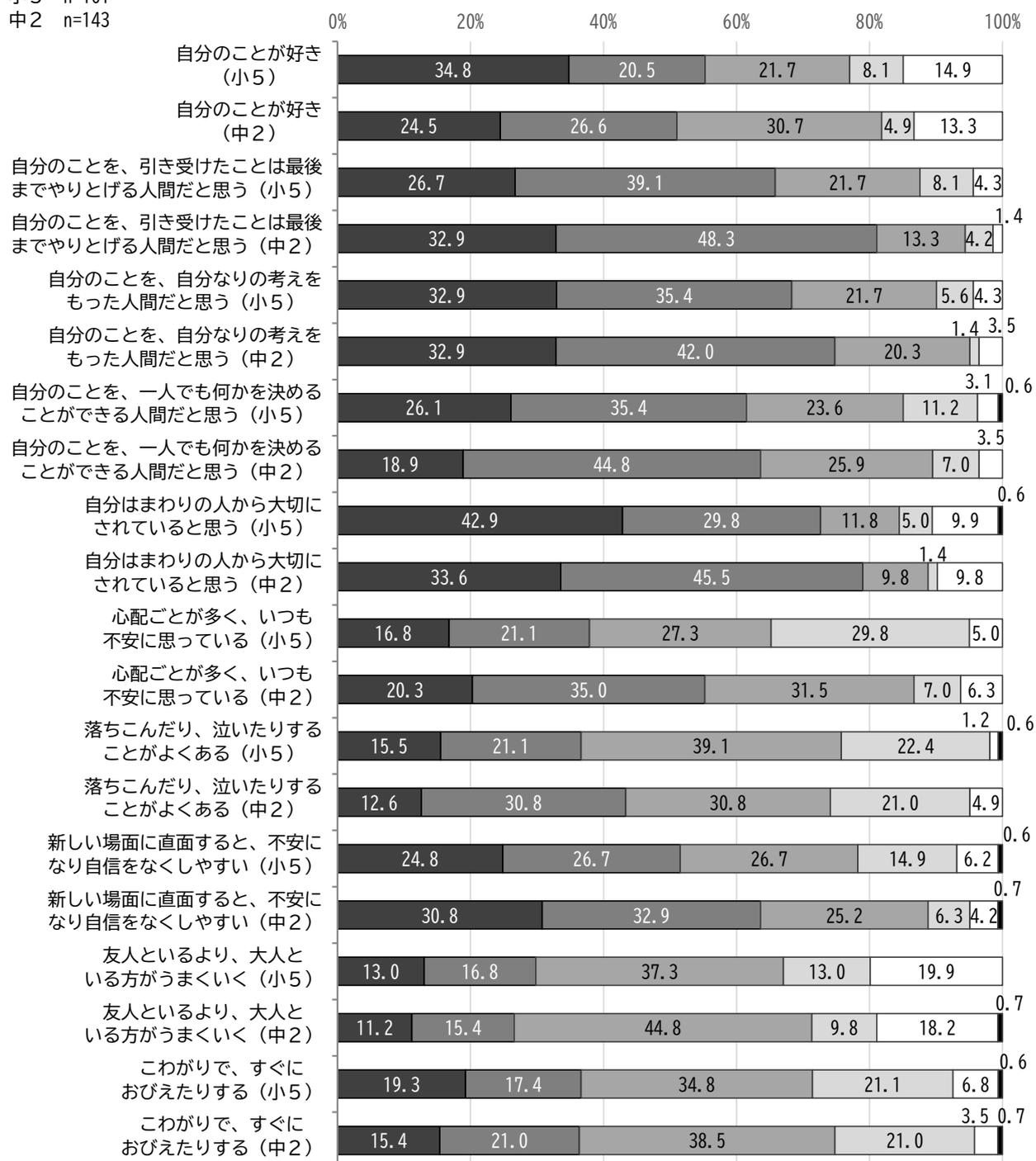
「そう思う」と「だいたいそう思う」を合計し、その差で最も大きいのは、「心配ごとが多く、いつも不安に思っている」で、中2のほうが17.4ポイント高くなっています。

「全くそう思わない」のみの差で最も大きいのは、「心配ごとが多く、いつも不安に思っている」で、小5のほうが22.8ポイント高くなっています。

「あまりそう思わない」と「全くそう思わない」を合計し、その差で最も大きいのは、「心配ごとが多く、いつも不安に思っている」で、小5のほうが18.6ポイント高くなっています。

自己肯定感についての10項目【小学5年生・中学2年生】

小5 n=161
中2 n=143



■ そう思う ■ だいたいそう思う ■ あまりそう思わない □ 全くそう思わない □ わからない ■ 無回答

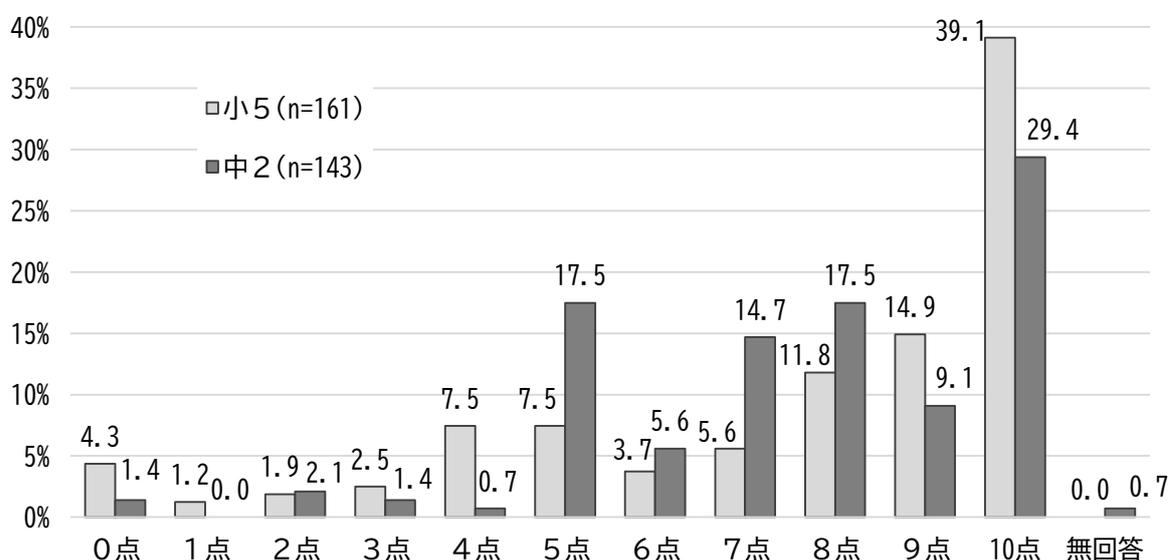
(9) 生活の満足度 (小学5年生・中学2年生)

最近の生活の満足度を「0」(まったく満足していない)から「10」(十分に満足している)で尋ねたところ、小学5年生では「10点」の割合が最も高く39.1%、次いで「9点」が14.9%となっています。

中学2年生では「10点」の割合が最も高く29.4%、次いで「5点」と「8点」がそれぞれ17.5%となっています。

小5と中2の差についてみると、小学生のほうが満足度は高く、中学生の方が満足度は低い傾向がみられます。

生活の満足度【小学5年生・中学2年生】



(10) 将来の夢の有無 (小学5年生・中学2年生)

将来の夢があるか尋ねたところ、小学5年生では「ある」が85.1%であるのに対し、中学2年生では67.1%となっています。

将来の夢【小学5年生・中学2年生】



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

第2次鴨川市基本構想では、健康福祉分野において「一人ひとりがいきいきとした健康福祉のまち」を、また、教育分野においては、「ともに学び未来を育む教育文化のまち」を基本方針としています。

これに基づき、第3期鴨川市健康福祉推進計画は、「みんなで取り組もう 一人ひとりが輝く『元気』のまち 鴨川」を、鴨川市教育振興計画（第3期）では第2次鴨川市基本構想の教育分野の基本方針と同じく、「ともに学び未来を育む教育文化のまち」を目指しています。

本計画の前計画である第2期鴨川市子ども・子育て支援事業計画での基本理念は「ささえあい、安心して子どもを生み育て、みんなの笑顔を育むまちづくり」となっていました。

本計画では、第2次鴨川市基本構想、第3期鴨川市健康福祉推進計画及び鴨川市教育振興計画（第3期）の趣旨を鑑み、そして、第2期鴨川市子ども・子育て支援事業計画を踏まえつつ、こども大綱の理念を勘案し、基本理念を次のように定めます。

基本理念

ささえあい、みんなの笑顔を育み、
こどもたちが生き生きとするまちづくり

※こども大綱ではこどもの権利の尊重を重視しており、こどもの権利が守られていれば、こどもが生き生きと過ごせる、と考えて「こどもたちが生き生きとするまちづくり」としました。

2 基本目標

本計画の基本理念を具体化していくため、以下の5つの柱を基本施策として、具体的な施策・事業の展開を図ります。

基本施策1 就学前の親子への支援

乳幼児期における親子の健康づくりと保護者の育児不安、ストレスの解消に努めるとともに、多様なニーズに応える教育・保育の充実、各種相談や、孤立した育児に陥ることのないよう身近な地域での子育て支援の体制づくりを進めます。

基本施策2 学齢期のこどもを健やかに育む環境づくり

こどもの成長においては、心身の健全な発達が実現されるよう学校・家庭・地域が連携してこどもを育てる環境づくりを推進します。また、地域におけるこどもたちの居場所や様々な体験を得る機会の確保に努め、青少年の健全育成に向けた取組を推進します。

基本施策3 困難を抱えるこどもや家庭への支援

障害のあるこども一人ひとりの地域生活における自立と、療育・保育・教育の充実に向け、関係機関と連携して必要な支援を行っていきます。また、児童虐待・DV等の防止に向けた取組とともに、被害にあったこどもや女性等への支援の充実に努めます。

基本施策4 安心して子育てできる環境づくり

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向け、子育てと仕事を両立しやすい社会環境の整備に努めるとともに、地域で安心して子育てできる環境づくり、ひとり親家庭をはじめとする多様な子育て家庭への経済的支援と自立に向けた支援に取り組みます。

基本施策5 こども・若者の権利と意見を尊重する社会の実現

全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会「こどもまんなか社会」の実現に向けて、こども・若者の意見の尊重と、こども・若者の権利についての啓発を推進します。

3 施策の体系

基本理念	基本施策	施策の柱
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">こどもたちが生き生きとするまちづくり ささえあい、みんなの笑顔を育み、</p>	<p><u>基本施策1</u> 就学前の親子への支援</p>	<p>1 親と子の健康づくりに向けた支援</p> <p>2 教育・保育サービスの充実</p> <p>3 身近な地域での子育て支援の充実</p>
	<p><u>基本施策2</u> 学齢期のこどもを健やかに育む環境づくり</p>	<p>1 こどもの心身の健康づくり</p> <p>2 こどもの居場所・体験機会の提供</p> <p>3 青少年の健全育成に向けた取組の推進</p>
	<p><u>基本施策3</u> 困難を抱えるこどもや家庭への支援</p>	<p>1 障害のあるこどもへの支援の充実</p> <p>2 児童虐待・DV等への対応</p>
	<p><u>基本施策4</u> 安心して子育てできる環境づくり</p>	<p>1 安心して子育てできる地域環境の整備</p> <p>2 仕事と子育ての両立支援</p> <p>3 多様な子育て家庭への経済的支援</p>
	<p><u>基本施策5</u> こども・若者の権利と意見を尊重する社会の実現</p>	<p>1 こども・若者の権利と意見の尊重</p> <p>2 誰もがその人らしく生きていくことができる「かもがわ」の実現</p>

第4章 具体的施策の展開

基本施策1 就学前の親子への支援

1 親と子の健康づくりに向けた支援

【現状と課題】

生涯を通じて心身ともに健康で自立した生活を送るためには、妊娠中や乳幼児期からの健康づくりと、親と子が健やかに過ごすための環境づくりが重要です。

このため、妊娠期から切れ目のない支援ができるよう、令和6年4月から「鴨川市子ども家庭センター」を開設し、妊娠届出時の保健師及び助産師との面接を全数実施し、支援が必要な方に早期に介入できるような体制づくりをしています。

また本市では、妊産婦期、新生児期、乳幼児期を通じて、健康診査や母子の健康・育児に関する相談、妊婦を対象とした栄養指導や離乳食の指導など、産後の新生児訪問や乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）とともに、産後ケア事業の充実に取り組んでいます。

生涯を通じた歯の健康づくりのため、乳歯のむし歯予防対策として、2歳と2歳6か月の際に、歯科健診とフッ化物歯面塗布を市内歯科医院で受けるための受診票を1歳6か月健診会場で詳細とあわせて配付しています。また、認定こども園のむし歯予防教室等で園児の歯磨き習慣を促しています。永久歯のむし歯予防対策として、4歳から中学校卒業までを対象にフッ化物洗口事業を推進する中で、歯磨き教室を実施し歯周病予防を図っています。

働く女性の増加と初婚年齢の上昇、ひとり親の子育てや若年妊婦等生活背景が多様化する中、高齢出産やストレス等を抱える妊婦が増加していることから、妊婦健康診査の受診率向上を図るとともに、相談支援の充実を図っていく必要があります。

※以下の「施策の方向」での★は「子ども・子育て支援事業計画」（第5章）に定める事業で、子ども・子育て支援法第59条に定められた事業を意味します。

【施策の方向】

（1）妊婦・乳幼児健康診査等の充実

- ・妊娠届出時の保健師及び助産師との面接を全数実施し、リスクのスクリーニング強化を図り、プランニング作成等、支援が必要な方に早期に介入できるような体制づくりに努めます。
- ・乳幼児の健康診査の受診機会等を捉え、障害の早期発見と早期療育に向けた支援の充実を図ります。
- ・産後ケア事業として、医療機関と連携を図りながら、居宅訪問型・通所型（個別・集団）・

短期入所型と、母子の心身のケアや育児サポートを必要に応じて行い、育児不安の軽減や孤立の防止、虐待予防に努めます。

- ★新生児訪問や乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）を通じて、親子の心身の問題を早期に発見し、必要な保健・福祉・医療サービスへ円滑につなげていきます。また、養育支援が特に必要と判断した家庭に対し、養育に関する指導・助言等を行います。
- ・育児相談及び健診後のフォロー等を目的として、各種相談事業を実施します。
- ・母子健康手帳の発行により妊婦の健康管理に寄与するとともに、妊婦健康診査及び乳幼児健康診査の公費負担により妊娠・出産に関する支援を行います。
- ★妊婦健康診査・乳幼児健康診査の受診率向上を図るとともに、栄養相談をはじめとする各種相談、診察、指導による母子保健事業を推進します。

（２）妊産婦期・乳幼児期の食育の推進

- ・パパママ学級等の機会を通じて、妊娠中の適切な体重管理、適切な食事についての知識の普及を図ります。
- ・乳幼児健康診査等の機会を通じて、食育に関する知識の普及や離乳食の指導などを行います。

（３）妊産婦とこどもの歯の健康づくり

- ・妊娠期からこどもの歯の健康について知る機会を提供し、乳幼児健康診査やパパママ学級等の機会に、おやつとの与え方と生活習慣の大切さについて意識啓発を行います。
- ・乳歯のむし歯予防対策として、２歳と２歳６か月の際に歯科健診とフッ化物歯面塗布を市内歯科医院で受けるための受診票を、１歳６か月健診会場で詳細とあわせて配付しています。また、市内認定こども園や市内小中学校においてむし歯予防教室等を実施し、園児及び小中学生の歯磨き習慣を促しています。

（４）小児医療・小児救急医療の充実

- ・こどものケガや急病時に対応できるよう、地域の医療機関と連携し、それぞれの機能に応じた役割分担に基づき、効果的な小児医療体制の整備を進めます。

（５）妊産婦・女性の健康支援

- ・妊娠期から育児期のたばこの影響について普及啓発します。また、妊産婦への喫煙防止指導を行い、胎児への悪影響を防止します。
- ・妊娠を希望しているにもかかわらず、不妊治療を受けざるを得ない家庭に対し不妊相談を行います。

2 教育・保育サービスの充実

【現状と課題】

令和2年度に全ての園が幼保連携型認定こども園に移行したことにより、3歳児から幼児教育を受けることのできる環境が整っています。令和5年度実施のアンケート調査で、今後、定期的に利用したい教育・保育の事業としては、「認定こども園」が86.0%で最も多く、次いで「幼稚園」が12.4%、「幼稚園の預かり保育」が10.7%となっています。また、「ファミリー・サポート・センター」を現在、利用している割合が0%なのに対し、今後利用を希望する割合が6.7%を占めており、引き続きニーズに応じた受け入れ体制の確保を図っていく必要があります。

令和元年10月から始まった幼児教育・保育の無償化により、教育・保育事業を利用するこどもの数が増加することが見込まれることから、今後も就学前のこどもがよりよい環境の中で充実した活動ができるよう、必要な環境整備を図っていくとともに、認定こども園のあり方についても検討していく必要があります。

鴨川地区、田原地区における認定こども園が、施設分離型での実施となっていることから、計画的に施設の改修等を実施し、一体型施設への移行を図る必要があります。

【施策の方向】

(1) 就学前の教育・保育の充実

- ・少子化や多様な保育・幼児教育ニーズに対応できるよう、よりよい教育・保育の環境整備に努めていくとともに、本市における認定こども園のあり方について検討を行います。
- ・保幼小連携推進委員会で取り組んでいるスタートカリキュラム・アプローチカリキュラムをもとに、認定こども園、小学校間の連携も深め、幼児教育の一層の振興を図ります。

(2) 多様な保育サービスの充実

- ★多様な保育ニーズに対応し、延長保育、一時保育、病児保育など、保育サービスの充実に努めます。
- ★認定こども園における預かり保育等の充実に努めます。
 - ・多様な保育ニーズに対応するため、保育室、遊戯室、遊具の改修等、必要な環境整備に努めます。
 - ・認定こども園の職員に対する研修体制を充実し、職員の資質向上と保育サービスの向上を図ります。
 - ・外国につながるこども（国籍にかかわらず、ルーツが外国にあり多様な言語や文化の中で育ってきたこども）が円滑に教育・保育が利用できるよう、必要な配慮に努めます。

(3) 認定こども園での健康づくりの推進

- ・認定こども園や食に関するボランティアの方などと連携し、地域全体で食育の推進に取り組みます。
- ・認定こども園における4歳以上児を対象に、フッ化物洗口事業を実施し、永久歯のむし歯予防に努めます。

(4) 教育・保育施設の整備

- ・老朽化の進む認定こども園施設については、空調設備、照明設備等を計画的な改修や更新に努めます。
- ・官民協働による施設整備の推進を図ります。

(5) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

- ・子育てのための施設等利用給付の実施にあたって、公正かつ適正な支給の確保を図り、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、円滑な給付方法の実施に努めます。

3 身近な地域での子育て支援の充実

【現状と課題】

少子化の進行や、地域社会の結びつきが希薄化していく中で、身近な場所に子育て中の親子が気軽に集まって相談や交流ができる地域子育て支援拠点等の設置が求められています。

市内には、令和6年4月現在、子育て支援室が4か所設置されており、就園前の親子等の交流の場となるとともに、育児に不安を持つ保護者からの相談等への対応や、子育て支援情報の提供などを行っています。

また、ふれあいセンター内にはファミリー・サポート・センターがあり、市民相互による子育て支援の組織として運営されています。

さらに、全ての妊産婦、子育て世代、こどもへの一体的な相談支援を行う機関として令和6年4月1日にふれあいセンター内に「鴨川市子ども家庭センター」を開設し、母子保健及び児童福祉の連携強化の一層の推進が図られています。

市内には、子育て中の親子を応援する自主的グループが活動していますが、こうした自主的グループや子育て支援に関するボランティアの育成を推進していく必要があります。

《ファミリー・サポート・センターの主な活動内容》

(原則、提供会員宅で子どもを預かります)

- ・保育施設の保育開始時間まで子どもを預かること
- ・保育施設の保育終了後、子どもを預かること
- ・保育施設までの送迎のために子どもを預かること
- ・学校の放課後、子どもを預かること

【施策の方向】

(1) 子育て支援の拠点施設の充実

- ★市の子育て支援の拠点施設として、子育て支援室における就園前の親子等の交流、子育てに関する相談や情報提供等のよりよいサービスの向上を図ります。
- ★子育ての援助を受けたい方（依頼会員）と子育ての援助を行いたい方（提供会員）の相互援助組織であるファミリー・サポート・センターの利用を促進します。

(2) 子育て相談・情報提供の充実

- ・保育教諭、保護者同士の交流といった機会の提供を通して育児不安などの解消を図るため、子育て支援室の利用を促進します。
- ・家庭児童相談室における電話、面接による相談と、関係機関との連携による支援を充実します。
- ・「広報かもがわ」やパンフレット、掲示板やインターネット、SNS等の多様な通信手段を利用し、子育てやこどもの健康に関する情報提供を充実します。

(3) 地域における子育て支援体制の充実

- ・両親がともに力を合わせて育児に参加できる社会づくりを推進するため、意識啓発と技術指導を兼ねたパパママ学級を開催します。
- ・パパママ学級などをきっかけに、保護者同士の交流や仲間づくりを支援します。
- ・育児に関する各種講座等への男性の参加が促進されるように、開催日時や講座のテーマ等について工夫します。
- ・子育て支援に関する自主的グループやボランティアの育成を推進します。

(4) 家庭教育の支援

- ・家庭教育学級の開催、家庭教育指導員による家庭教育指導や相談事業の実施、子育て学習会への支援などにより、家庭の教育力の推進を図ります。

基本施策2 学齢期のこどもを健やかに育む環境づくり

1 こどもの心身の健康づくり

【現状と課題】

こどもを取り巻く環境が大きく変化する中で、運動時間の減少とともに学習以外でゲームやスマートフォン等の画面を見る時間が年々増加傾向にあります。また、学習以外でのゲームやスマートフォン等の画面を見る時間の増加に合わせて視力低下、姿勢の悪化、睡眠不足といった問題が学校での学習に大きな影響を与えており、情報機器との関わり方について、理解を深めていく必要があります。

加えて、外遊びや運動の機会が減少し、こどもたちの運動能力や体力の低下が課題となっていることから、学校体育や地域のスポーツ団体活動、総合型地域スポーツクラブ等の多様な機会を通じて、運動量の確保を図っていく必要があります。

こどもの健康面では、生活習慣病予防検診における有所見者が例年30%を占める状況です。生活習慣・食習慣が多様化する中、家庭全体での健康意識の醸成が求められます。

こどもの食をめぐるっては、学齢が上がるにつれ朝食をとらない児童生徒が増加していることが近年の課題となっています。栄養の偏りや学童期における肥満の増加への対応に加え、こどもの頃からの規則正しい食生活や食習慣を形成するため、家庭・学校・地域が連携して食育を推進する必要があります。

思春期における心身の悩みに対しても、正しい理解と知識を定着させるために、支援体制の充実を図っていく必要があります。

【施策の方向】

(1) 健康教育の推進

- ・児童及び生徒が健康に関する正しい知識を身につけ、主体的な健康づくりにつながるよう健康教育を充実します。
- ・学校と連携し、生活習慣病予防検診（中学2年生）の事後指導をより充実させることにより、肥満児童や生活習慣病予備群の減少に努めます。
- ・小中学校でのフッ化物洗口、ブラッシング指導により永久歯のむし歯予防と、歯周疾患の予防に対する意識の向上を図ります。

(2) 学校や地域での食育の推進

- ・学校給食では、栄養バランスのとれた給食を提供するとともに、小中学校における「食」に関する指導を効果的に進めて、正しい食習慣が身につくよう努めます。
- ・学校給食においては、地域の特産物を活用していきます。

(3) 学校体育の充実

- ・小学校においては、休み時間の外遊びの奨励と体育授業の充実を図ります。体育の授業では運動量を確保するとともに、こどもが熱中して取り組める授業づくりに努めます。
- ・中学校においては、保健体育科の授業の充実を図ります。年間を通して補強運動や補助運動に継続して取り組み、体力の向上に努めます。

(4) 地域での運動機会の拡充

- ・地域のスポーツ団体や技術レベル・体力差にかかわらず様々なスポーツ種目が行える総合型地域スポーツクラブなど、こどもから大人まで誰もが楽しめるスポーツ活動を支援します。

(5) 思春期保健の推進

- ・思春期教育や健康教育について、外部講師の活用を含め、計画的に推進を図ります。
- ・思春期特有の悩みなどについて、県から派遣されるスクールカウンセラーの有効活用により、相談しやすい環境を整備します。

(6) 飲酒・喫煙・薬物乱用等の防止対策の推進

- ・思春期教育を通じて、20歳未満の者の喫煙及び飲酒の未然防止を図ります。
- ・危険な薬物に対する好奇心や誘惑に影響されないことがないように、薬物乱用防止教育を市内全ての小中学校で実施します。

2 こどもの居場所・体験機会の提供

【現状と課題】

こどもの数の減少、塾や習い事通い、交通事故や犯罪の心配、テレビやゲームなど室内遊びの普及から、こどもたちが屋外において集団で遊ぶ機会が減ってきています。

このため、本市では、こどもたちが地域で友だちや異年齢の仲間と、楽しく安全に遊び様々な体験ができるよう、地域の多様な人材や団体等の協力を得て、こども会活動をはじめ地域スポーツ活動、各種の体験活動などに取り組んでいます。

放課後のこどもの居場所として、令和6年4月現在、市内では7か所で学童保育を実施しています。学童保育へのニーズは高まる傾向にあり、保護者以外の運営に移行していくことや待機児童への対応を進めていく必要があります。

また、市内には19か所の市立公園や児童遊園がありますが、こどもが自然と親しみ安心して遊べる場としての公園の充実が求められています。

こどもの体験の機会を豊かにするという視点からは、学校休業日である土曜日（又は日曜日）において、児童が安心して活動できる場の確保を図るため、市内小学校区ごとに放課後子ども教室（本市では「土曜スクール」と称している。）を開校しています。各土曜スクールは、地域住民がボランティアスタッフとして運営し、その指導の下、異なる学年の児童と

交流しながら、様々な活動や経験を通じて、児童の協調性や社会性を養っています。今後は、ボランティアスタッフの確保を図りながら、異なる土曜スクールとの交流事業を拡充するなど、魅力ある事業を実施していく必要があります。

【施策の方向】

(1) 放課後児童健全育成事業（学童保育）の充実

- ★放課後帰宅しても、両親等が仕事のため家庭で養育できない児童を対象に、学童保育を実施します。
- ・学童保育を運営する団体に補助金を交付するとともに、保護者による運営の見直しに対する要望や安定した運営の支援等にも取り組みます。

(2) 児童及び生徒の体験活動事業の推進及びスポーツ少年団活動の充実

- ・地域の方や社会教育関係団体等と連携し、自然体験や職場体験など、様々な体験活動と交流学習の機会の充実を図り、こどもの生きる力を育みます。
- ・異年齢の子どもたちが地域で活動・交流し、様々な体験を行い、自立意識を養えるよう、子ども会活動の充実を図ります。
- ・子どもたちがスポーツを通して運動習慣を身につけ、集団活動や心身の鍛錬を行えるようスポーツ少年団活動の充実を図ります。

(3) ボランティア活動等の推進

- ・学校における総合的な学習の時間や教科学習などにおいて、ボランティア団体等と連携し、福祉や環境、文化、イベントなどのボランティア体験の充実を図ります。

(4) 読書活動の推進

- ・学校においては、読み聞かせや朝の一斉読書等に取り組み、こどもの読書活動の推進を図ります。

(5) 身近な公園の維持管理

- ・子どもが遊んだり、高齢者が憩う場として、また、レクリエーション活動やコミュニケーション活動の場として、誰もが安全に安心して利用できるよう公園の維持管理に努めます。

(6) 放課後子ども教室（土曜スクール）の推進

- ・学校休業日である土曜日（又は日曜日）において、地域住民等の指導をいただきながら、異なる学年・異なるスクールの児童との交流やスポーツ・文化・創作活動等を通じて、協調性や社会性の向上を図ります。

■実施状況

	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
開校数	7スクール	7スクール	7スクール	7スクール	7スクール
開校率	100%	100%	100%	100%	100%

3 青少年の健全育成に向けた取組の推進

【現状と課題】

次代を担う青少年の健全育成を図るため、鴨川市青少年相談員連絡協議会、鴨川市子ども会育成連盟、鴨川市公立学校PTA連絡協議会をはじめとする関係団体で構成する青少年育成鴨川市民会議では、年間を通じた非行防止パトロールを実施しています。

また、青少年健全育成推進大会及び青少年指導者研修会を開催し、青少年の健全育成に関する啓発と意識高揚を図っているほか、小中学生及び高校生等による青少年健全育成に関する作文や標語を募集し、発表会を開催しています。

これら青少年関係団体の活動の充実を図り、学校、家庭及び地域との連携を深めていく必要があります。

小学校から中学校にかけては、いじめや不登校が増加する傾向にありますが、県から派遣されるスクールカウンセラーの配置状況が充実されたことで、全ての小中学校で定期的に児童生徒の心の相談を行うほか、教職員及び保護者への助言を行っています。

また、健康不安、進路に関する悩み、家庭問題、いじめ、不登校や引きこもり、非行や青少年犯罪など青少年のあらゆる問題に対応するために、関係機関と連携しながらこどもや保護者への相談体制や支援の充実を図っていく必要があります。

本市では、令和元年5月に鴨川市教育支援センター「ステーション」を開設し、不登校などへの対応を図ってきましたが、当機関の機能を最大限に発揮するため、令和5年度以降は教育支援センターが行っていた事業を民間事業者へ委託しており、連携しながら悩みを抱える児童生徒及び保護者等、一人ひとりに寄り添いながらサポートし、こどもの将来の社会的自立を目指しています。

【施策の方向】

(1) 青少年健全育成に関する啓発活動の推進

- ・青少年健全育成推進大会や青少年育成指導者研修会を開催し、青少年健全育成推進大会では小中学生及び高校生等から応募のあった青少年健全育成に係る作文や標語の表彰や発表を行い、青少年育成指導者研修会では青少年を取り巻く問題などをテーマに講演会を行うなど、多様な団体との連携を強化するとともに、青少年健全育成に関する広報・啓発活動の充実を図ります。

(2) 多彩な青少年活動の推進

- ・青少年育成団体などの指導者が交流・連携を図りながら、球技大会やウォークラリー、ジュニアリーダー講習会、放課後子ども教室など、多彩な青少年活動の展開を促進します。

(3) 非行の未然防止

- ・青少年育成団体や学校・警察・地域住民などが連携しながら、非行防止パトロール等を実施し、地域が一体となった青少年の健全育成に努めます。

(4) いじめ・不登校への対応の充実

- ・県から派遣された全ての小中学校に配置されたスクールカウンセラーの有効活用を図りながら、悩みや不安等、心の問題を抱える児童生徒及び保護者へのきめ細かな支援を行います。
- ・関係機関や各課等と連携しながら、不登校や学校生活に悩みを抱える児童生徒の自立に向けた相談体制の充実を図ります。

(5) 自殺対策の推進

- ・小中学校において、自分自身や他者の生命を尊重することの重要性やこころの健康について伝えていきます。
- ・リーフレットや啓発グッズなど、自殺予防に関する正しい知識の普及啓発と早期発見につながるための環境づくりに努めます。
- ・小中学校において、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携し、いじめや不登校などの早期発見を行い、こどもの自殺の予防に努めます。

基本施策3 困難を抱える子どもや家庭への支援

1 障害のある子どもへの支援の充実

【現状と課題】

近年増加傾向にある発達障害などの障害のある子どもについては、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス、児童福祉法に基づく障害児支援等の専門的な支援の確保とともに、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが求められています。

本市では障害児親子通所支援センター（マザーズホーム）で心身に障害のある就学前の子どもや保護者に対して特性に合わせた保育を提供し、就園、就学につなげます。また、市内民間事業者では、心身に障害のある就学前の子どもや保護者に対する専門的な支援を行っているほか、発達障害に起因すると思われる不登校児の学習支援・自立支援及び相談等を行っています。

障害を理由とする差別の解消に関する法律に基づき園と学校では障害のある子どもに対し、合理的配慮を行い、相互に個性を尊重しあいながら共生社会の実現に努めています。

今後は乳幼児期から学齢期まで、障害のある子ども一人ひとりのニーズに合わせた切れ目のない支援を行うため、関係機関の連携を深めていく必要があります。

また、医療的ケア児への対応が必要となった場合は、可能な対応について検討をしていきます。

【施策の方向】

（1）障害のある子どもの保育・療育の充実

- ・心身の発達に心配のある就学前の子どもに対して、よりよい発達を促すための相談・指導を実施します。
- ・障害児親子通所支援センター（マザーズホーム）での、心身に障害のある就学前の子ども及びその保護者に対する支援の充実に努めます。
- ・公立認定子ども園での障害児保育、特別支援教育の充実に図ります。また、民間事業者が保育所等を訪問し、障害のある子どもが集団生活に適應するための専門的な支援も行っています。
- ・児童発達支援センターの設置を図り、障害のある子どもや家族への支援の充実に努めます。

（2）特別支援教育の推進

- ・特別支援教育では、障害のある子ども一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな指導を行います。
- ・関係機関で組織する専門家チームからの指導・助言の活用に加え、子育て支援施設への直接指導の機会となる巡回相談の充実に図ります。
- ・認定子ども園・小中学校では、特別支援教育コーディネーターを中心に、園・学校全体で

適切な支援を行っていきます。

- ・障害のある子どもと障害のない子どもの交流及び共同学習により、障害に対する正しい理解と認識を深めていきます。
- ・特別支援学級等に在籍する児童及び生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、就学のために必要な援助を行います。

(3) 障害のある子どもの地域生活への支援

- ・障害のある子どものよりよい地域生活に向けて、地域の人々の理解を深めるための啓発活動を推進します。
- ・日常生活の能力の向上を図るために補装具の交付・修理、在宅の障害のある子どもに日常生活用具の給付を行います。
- ・障害のある子どもを一時的に介護したり外出の付き添いをしたりするなど、本人や家族の必要としている福祉サービスを提供します。

2 児童虐待・DV等への対応

【現状と課題】

子育て家庭の孤立化や貧困化とあいまって、児童虐待やDV（ドメスティックバイオレンス＝家庭内暴力）が全国的に深刻な社会問題となっています。

さらに、児童・障害者・高齢者等へのあらゆる虐待の防止対策として、虐待防止連携協議会において、あらゆる虐待に対し、ネットワークによる対応を推進しています。また、特に児童虐待防止対策として、家庭相談員による相談・指導を行うとともに、要保護児童対策地域協議会において、関係機関との連携を図ります。さらに、平成25年4月からは、鴨川市子ども虐待対応マニュアルを作成し、学校・病院等関係機関に説明、周知を図るなど、予防や相談・対応に努めています。

本市では、虐待・DV等の相談窓口として、福祉総合相談センターを設置し、24時間365日通報を受け付けています。

また、令和6年4月1日にふれあいセンター内に「鴨川市子ども家庭センター」を開設し、母子保健機能と児童福祉機能の窓口を一元化し、児童虐待をはじめ、子どもに関する全般的な業務がスムーズに行えるようになりました。小中学校において、教職員が児童生徒に虐待の疑いを発見した際は、速やかに子ども家庭センター等の関係機関へ連絡するようにしています。

DVについても、配偶者やパートナーからの暴力は重大な人権侵害であり、これらの暴力の根絶に向けて取り組み、被害を受けた人が、安心して生活できる環境を整備する必要があります。子どもの前で夫婦げんかや配偶者暴力は、面前DVと呼ばれ、子どもに対する心理的虐待となり、子どもたちの成長や発達に悪い影響を与えるため、児童虐待、DV被害者支援とさまざまな関係機関との連携が求められています。

女性への支援、子どもの権利擁護について、地域や子どもたちの理解を深める取組を進めていく必要があります。

【施策の方向】

(1) 児童虐待防止対策の推進

- ・虐待防止連携協議会や要保護児童対策地域協議会により、福祉関係者のみならず、地域や関係機関の協力のもと、虐待の予防と早期発見・早期対応に努めます。
- ・児童虐待の予防と早期発見を図るため、乳児家庭全戸訪問事業（こんには赤ちゃん訪問事業）や養育支援訪問事業を実施するとともに、地域での見守り体制の充実を図ります。
- ・虐待対応については関係機関等との連携のもと、再発防止や親子関係修復等のための支援を行います。

(2) DV被害者の相談・支援の推進

- ・福祉総合相談センター及び関係機関が連携し、プライバシーに配慮した的確かつ迅速な対応に努めます。
- ・面前DV（こどもの前での夫婦げんかや配偶者暴力）も心理的虐待になることを周知し、DV被害者支援を推進します。

(3) ヤングケアラーへの支援

- ・ヤングケアラーの実態把握に努めるとともに、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーと連携したきめ細かな相談体制を構築するとともに、多様な相談機会を確保することで、相談しやすい体制の整備を図ります。
- ・福祉・教育・介護・医療等の関係機関の職員が、ヤングケアラーに対する理解を含め、支援力の向上を図る研修を実施し、多機関・多職種の連携を進めます。

(4) ひきこもりの子ども・若者への支援

- ・ひきこもりの実態把握に努めるとともに、子ども・若者が気軽に相談できる体制づくりに努めます。
- ・ひきこもりに関する専門的な相談窓口の周知啓発及び民生委員・児童委員を対象とした研修を実施します。
- ・ひきこもり支援について、ひきこもりサポーター派遣など、県と連携できる事業の実施を検討します。
- ・ひきこもり支援関係機関によるネットワークづくりを促し、支援体制を整備します。

基本施策4 安心して子育てできる環境づくり

1 安心して子育てできる地域環境の整備

【現状と課題】

本市での犯罪発生件数は比較的少ないものの、都市化や地域社会の希薄化の中で、こどもが犯罪に巻き込まれる可能性も高く、特に、インターネット、スマートフォン等の情報通信機器の普及を通じた犯罪も増加していることから、市民と関係機関等が一体となった防犯対策への取組が必要です。

本市では、関係団体との連携のもと、防犯に関する啓発活動や防犯パトロールなどの地域の見守り、鴨川市安全・安心メール配信事業などを通じて、こどもの安全・地域防犯対策の推進に取り組んでいます。

また、こどもの交通事故防止に向け、鴨川警察署や交通安全協会と連携して市内各小学校・認定こども園へ出向き、歩行に必要なルールやマナーの指導、自転車の点検方法や乗り方について指導を実施しています。今後も、こどもの視点から見た交通環境の整備など、交通事故防止の取組を推進していく必要があります。

【施策の方向】

(1) こどもの安全・地域防犯対策の推進

- ・防犯パトロールなどの地域の見守り体制の整備など、こどもへの犯罪防止対策の充実を図ります。
- ・関係団体との連携のもと、防犯に関する啓発活動を行うとともに、市民による自主的な防犯活動を促進します。
- ・鴨川市安全・安心メール配信事業を通じて、不審者などの防犯情報を登録された電子メールアドレスに迅速・正確に配信します。

(2) 安全な地域環境の整備

- ・安全に遊べる環境の整備（公園や広場、体育館、学校施設などの整備と活用など）を図ります。
- ・市内各所への防犯灯の適切かつ効果的な設置を行うとともに、適切な機器の更新等を行います。

(3) 交通安全対策の推進

- ・通学路の安全確保を図るため、鴨川市通学路安全推進会議を開催します。警察や道路管理者等の関係機関との連携のもと、市内小中学校から寄せられた要望について、対応を協議し、必要な安全対策を講じるなど、通学路の安全確保に努めます。
- ・市内各小学校・認定こども園において、歩行に必要なルールやマナー、自転車の乗り方などの交通安全教育を行います。

2 仕事と子育ての両立支援

【現状と課題】

国では、一人ひとりが心身ともに健康かつ喜びに満ちた人生を送るため、仕事と、家事・出産・育児などの家庭生活や趣味、地域における活動などが調和したワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた取組が進められています。

平成28年施行の「女性活躍推進法」が、令和元年5月に改正施行され、長時間労働の是正や性別に関わりない職務の機会付与、男性の育児参加の促進が、特に取り組むべき課題として示されていることから、ワーク・ライフ・バランスの一層の普及とともに、育児休業や介護休業の取得に関する広報・啓発も進めていく必要があります。

仕事と子育ての両立支援は、女性の働き方のみでなく、男性の働き方の見直しがより重要であり、市では「鴨川市男女共同参画計画」を策定し、男女が共にささえあい、責任と喜びを分かち合う社会の実現を目指していますが、全ての人が仕事と家庭に生きがいを持てるよう多様な働き方の選択や職場優先の意識を見直す必要があります。また、本市においては、子育てが一段落して再就職を希望しても、希望する就職先が見つからない、あるいは就職が難しいといった例が見受けられることから、女性の継続的な就業を支援するための取組を進めていく必要があります。

【施策の方向】

（1）事業所等に対する広報・啓発

- ・ワーク・ライフ・バランスに関連する情報を収集し、市内事業所等に対する広報・啓発を行います。
- ・育児休業や介護休業の取得に関連して、事業所等が措置すべきことに関する情報を収集し、広報・啓発を行います。
- ・男女雇用機会均等法や労働基準法、母子保健法等に基づく妊娠・出産等の母性保護や健康管理のあり方について情報を収集し、市内事業所等と就労者に対して広報・啓発を行います。

（2）男女共同参画の推進

- ・「鴨川市男女共同参画計画」に基づき、男女共同参画に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図ります。また、男女共同参画に関する啓発活動などを通じて、市民意識の醸成を図ります。

（3）雇用の場の確保に向けた支援

- ・市内における就労の場が充実するよう企業の誘致に努めるとともに、既存企業や新規起業家への低利融資等の支援を行います。

(4) 女性の再就職の支援

- ・ハローワーク等の関係機関と連携し、女性の再就職希望者等に対する就労情報の提供や、職業訓練など職業能力開発に関する情報の提供に努めます。

3 多様な子育て家庭への経済的支援

【現状と課題】

本市では18歳到達の年度末までのこどもを対象に子ども医療費の助成（通院、入院、調剤が無料）を行っています。

また、市内のひとり親家庭は200世帯を超えており、その多くが母子世帯で、経済的な困難や育児の負担を抱えています。

こうしたひとり親家庭に対しては、児童扶養手当の支給や医療費の助成を行っているほか、母子自立支援員を配置し、ひとり親家庭に対する相談業務にあたっていますが、自立した生活の確立のために一層の支援が必要です。

また、障害のあるこどもとその家庭に対しては特別児童扶養手当等の支給や、育成医療の給付を行っています。

そのほか、学校教育法に基づく就学援助制度として、経済的な理由により、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品費や学校給食費等の支給を行っています。

今後もひとり親家庭等の自立に向けた支援や、制度等の周知を図っていく必要があります。

また、令和6年3月に実施した保護者へのアンケート調査結果から、現在の鴨川市の子育て環境について肯定的な評価がある一方、経済的に苦しい保護者は否定的に評価する傾向がありました。これまでの支援策を継続していくとともに、さらなる支援について検討が求められています。

【施策の方向】

(1) 経済的支援の充実

- ・18歳到達の年度末までのこどもを養育する人に対して、児童手当の支給を行うほか、子ども医療費の助成を行います。
- ・経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対し、就学援助制度の周知に努めます。

(2) ひとり親家庭等への支援

- ・ひとり親家庭等を対象とした相談受付と情報提供を充実します。
- ・ひとり親家庭等の生活の安定と、就労による自立促進のため児童扶養手当やひとり親家庭等医療費等助成、母子・父子・寡婦福祉資金の貸付等を行い、支援についての周知を図ります。

(3) 障害のあるこどもや家庭への支援

- ・心身に障害のあるこどもを養育している父母又は養育者への特別児童扶養手当等の支給や、身体に障害があるこどもへの育成医療の給付等を行います。

基本施策5 こども・若者の権利と意見を尊重する社会の実現

1 こども・若者の権利と意見の尊重

【現状と課題】

令和5年12月に、こども基本法に基づく「こども大綱」が定められ、こどもの人権について、こどもの権利条約の趣旨を踏まえた基本的な考え方が示されました。

こども・若者は、未来を担う存在であるとともに、今を生きている存在であり、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく、意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現の主体でもあります。

全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会「こどもまんなか社会」の実現に向けて、本市においても、この基本的な考え方を、関係者が十分に理解しながらこども・若者を支えていくとともに、社会全体で共有していくことが求められています。

【施策の方向】

(1) こども・若者の権利に関する普及啓発

- ・こどもも基本的人権の享有主体として尊重される社会を目指して、人権尊重思想の普及を図るための啓発を実施します。
- ・教職員に研修を行い、「こどもの権利」についての基礎的な事項等を周知するとともに、「こどもの権利」が侵害されることがないように指導力を育成します。
- ・小中学校においては、自分自身や他者の生命・人権を尊重し、差別やいじめをしないこどもの育成に向けた人権教育を推進します。

(2) こども・若者の意見表明の環境づくり

- ・こども・若者が意見を表明する機会を作っていきます。
- ・こども・若者の社会参画を促すために、市とこども・若者の対話の機会を確保します。

2 誰もがその人らしく生きていくことができる「かもがわ」の実現

【現状と課題】

私たちの社会には年齢、性別、障害の有無、国籍・文化的背景、性的指向・性自認など様々な違いが存在しています。人々が様々な違いを互いに尊重しながら関わり合い、影響を及ぼし合うことが、社会の活力及び創造性の向上に相乗的に効果を発揮するという認識の下、あらゆる人々が差別を受けることなく、一人ひとりが様々な違いがある個人として尊重され、誰もが参加し、その人らしく活躍することができる社会をつくっていく必要があります。

【施策の方向】

(1) 誰もが尊重される社会の実現

- ・多様性を尊重することの意義や社会に存在する様々な違いに関する理解が進むよう広報啓発し、広く市全体に浸透を図ります。
- ・教職員対象の研修会等の中で、「子どもの権利ノート」を見童生徒の発達段階や用途に合わせて活用し、「子どもの権利条約」について理解を深めさせるための指導力の向上を図ります。

第5章 子ども・子育て支援事業計画

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定に当たり、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供する「教育・保育提供区域」を定め、当該区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。

(1) 教育・保育提供区域の考え方

- ・ 地理的条件、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための整備状況その他の条件を勘案したものであること。
- ・ 地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）の認可の際に行われる需給調整の判断基準となる。
- ・ 地域子ども・子育て支援事業と共通の区域設定とすることが基本となるが、実態に応じて区分又は事業ごとに設定することができる。

(2) 本市における区域設定の考え方

本市においては、児童人口の推計等や市の教育・保育の現状分析をもとに、国による区域設定の諸条件等を勘案し、全市を1つの教育・保育提供区域として設定します。

(3) 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保の内容

認定こども園の設置と普及にかかる考え方、質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及び推進方策、幼保小連携の取組の推進、0歳から2歳にかかる取組と3歳から5歳にかかる取組の連携に関する事などについては、第4章（基本施策1-2 教育・保育サービスの充実）の施策・事業において示した内容を推進します。

2 量の見込みの算出対象と子ども・子育て支援制度の全体像

市内に居住する0歳から5歳のこどもについて、「現在の幼稚園・保育園・認定こども園の利用状況」に「利用希望」を加味し、令和7年度から令和11年度までの教育・保育の量の見込み及び地域・子ども子育て支援事業の量の見込みを設定します。また、学校教育・保育の量の見込みについては、国の定める以下の3つの区分ごとに見込み量を設定します。

■認定区分と提供施設

認定区分	年齢	認定要件	提供施設
1号	3～5歳	幼児期の学校教育のみ	認定こども園
2号	3～5歳	保育の必要性あり	認定こども園
3号	0～2歳	保育の必要性あり	認定こども園、地域型保育事業

■子ども・子育て支援法における支援の全体像

子ども・子育て支援給付

【子どものための教育・保育給付】

施設型給付

- 認定こども園
- 幼稚園
- 保育所

地域型保育型給付

- 小規模保育
- 家庭的保育
- 居宅訪問型保育
- 事業所内保育

【子育てのための施設等利用給付】

施設等利用給付

- 幼稚園型（従来型）
- 特別支援学校
- 預かり保育事業
- 認可外保育施設等

【子どものための現金給付】

- 児童手当

地域子ども・子育て支援事業

- 利用者支援事業
- 地域子育て支援拠点事業
- 妊婦健康診査事業
- 乳児家庭全戸訪問事業
(こんにちは赤ちゃん訪問事業)
- 養育支援訪問事業
- 子育て短期支援事業（ショートステイ）・
夜間養護等事業（トワイライトステイ）
- 子育て援助活動支援事業
(ファミリー・サポート・センター事業)
- 一時預かり事業
- 延長保育事業
- 病児保育事業
- 放課後児童健全育成事業（学童保育）
- 実費徴収に係る補足給付事業
- 多様な事業者の参入促進・能力活用事業
- 子育て世帯訪問支援事業
- 児童育成支援拠点事業
- 親子関係形成支援事業
- 妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援事業）
- 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
- 産後ケア事業

3 教育・保育の見込み量及び確保方策等

(1) 1号認定（教育標準時間認定）

小学校就学前の満3歳以上のこどもを預かり、年齢にふさわしい適切な環境の中で教育を提供します。1日4時間を標準として預かります。

利用先：認定こども園

(2) 2号認定（満3歳以上・保育認定）

小学校就学前の満3歳以上のこどもで、保護者が働いているなどの理由により、日中保育が必要なこどもを預かり、保育を行います。

利用先：認定こども園

(3) 3号認定（満3歳未満・保育認定）

満3歳未満のこどもで、保護者が働いているなどの理由により、日中保育が必要なこどもを預かり、保育を行います。

利用先：認定こども園、地域型保育事業

※特定地域型保育事業

- ・小規模保育事業：利用定員6人以上19人以下の小規模な施設で保育サービスを提供
- ・家庭的保育事業（保育ママ）：利用定員5人以下で保育者の居宅等で保育サービスを提供
- ・居宅訪問型保育事業：保護者の自宅で1対1で保育サービスを提供
- ・事業所内保育事業：会社（事業所）の保育施設などで、従業員のこどもに加え、地域のこどもにも保育サービスを提供

※幼児教育・保育の無償化

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が実施されました。概要は以下のとおりです。

3～5歳	・保育所（園）（小規模保育施設含む）、幼稚園、認定こども園の利用料を無償化 ・幼稚園の預かり保育の利用料を無償化（上限 月11,300円） ・認可外保育施設の利用料を無償化（上限 月37,000円）
0～2歳	・住民税非課税世帯に限り、保育所（園）、認定こども園の利用料を無償化 ・住民税非課税世帯に限り、認可外保育施設の利用料を無償化（上限 月42,000円）

【提供量の見込み及び確保方策】

■ 1号認定（3～5歳）

単位（人）		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		1号	1号	1号	1号	1号
①量の見込み		79	71	64	58	59
②確保方策	特定教育・保育施設	183	183	183	183	183
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
③過不足（① - ②）		▲104	▲112	▲119	▲125	▲124

■ 2号認定（3～5歳）

単位（人）		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		2号	2号	2号	2号	2号
①量の見込み		347	313	282	255	260
②確保方策	特定教育・保育施設	522	522	522	522	522
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
③過不足（① - ②）		▲175	▲209	▲240	▲267	▲262

■ 3号認定（0歳）

単位（人）		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		3号	3号	3号	3号	3号
①量の見込み		49	48	46	45	44
②確保方策	特定教育・保育施設	63	63	63	63	63
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
③過不足（① - ②）		▲14	▲15	▲17	▲18	▲19

■ 3号認定（1歳）

単位（人）		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		3号	3号	3号	3号	3号
①量の見込み		92	102	99	95	92
②確保方策	特定教育・保育施設	89	89	89	89	89
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
③過不足（① - ②）		3	13	10	6	3

■ 3号認定（2歳）

単位（人）		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		3号	3号	3号	3号	3号
①量の見込み		85	84	92	89	86
②確保方策	特定教育・保育施設	129	129	129	129	129
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
③過不足（① - ②）		▲44	▲45	▲37	▲40	▲43

◆確保方策の内容

令和2年度から全ての特定教育・保育施設は認定こども園に移行し、必要とされる量の見込みに、ほぼ全て対応できる体制となっています。ただし、3号認定の1歳については、量の見込みが確保方策を上回る可能性があります。実際のニーズに応じて、適宜対応していきます。

4 地域子ども・子育て支援事業の見込み量及び確保方策等

(1) 利用者支援事業

就学前児童及び就学児童とその保護者に対して、必要とする適切な施設や事業等を円滑に利用できるよう努めるとともに、妊娠期から子育て期に渡り、切れ目なく支援していきます。また、利用者からの相談に応じて関係機関との連絡調整を行います。

【提供量の見込み及び確保方策】

(単位：か所)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（実施か所数） （母子保健型）	1	1	1	1	1
確保方策 （母子保健型）	1	1	1	1	1
確保方策の内容	多様化する教育・保育事業等の情報提供及び個人のニーズ、要望に応じた相談・助言が適切に行えるよう支援体制の整備を図ります。				

(2) 地域子育て支援拠点事業

3歳児までの子どもとその保護者を対象に、子育て支援室において、親子の居場所確保や子育ての支援を行うため、交流の場の提供、子育てに関する相談や援助、情報提供、講座等を行います。

【提供量の見込み及び確保方策】

(単位：人回)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（延べ利用者数）	7,391	6,856	6,899	6,870	6,668
確保方策	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
確保方策の内容	ニーズに対して、現状の体制で対応できる見込みであるため、引き続き市内4か所の子育て支援室において、地域の子育て支援の拠点として相談・支援を実施していきます。				

(3) 妊婦健康診査事業

妊婦に対して、妊娠届出時に、医療機関委託妊婦健康診査受診票を交付し、14回の健康診査の費用の一部を助成します。

【提供量の見込み及び確保方策】

(単位：件)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（延べ受診件数）	1,820	1,764	1,708	1,652	1,624
確保方策	市内外の産科医療機関、助産院にて実施				
確保方策の内容	市が委託している県内の産科医療機関で受診できます。全ての方が必要な受診をするよう、受診率の向上に向けて周知を図ります。				

(4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

生後4か月までの乳児がいる家庭を保健師又は主任児童委員が訪問し、育児等の様々な相談に応じ、子育てに関する情報提供を行います。

【提供量の見込み及び確保方策】

(単位：件)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（訪問件数）	130	126	122	118	116
確保方策	保健師又は主任児童委員による家庭訪問を実施				
確保方策の内容	勧奨と周知を図り、訪問率の向上を図るとともに、その結果支援が必要な家庭には、養育支援訪問事業につなげるなど継続的な支援に努めます。				

(5) 養育支援訪問事業

子育てについて不安や孤立感等を抱えている家庭や虐待の恐れのある家庭など、養育支援が必要な家庭に保健師等が訪問し、保護者の育児・家事等の養育能力を向上させるための支援や相談支援を行います。

【提供量の見込み及び確保方策】

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(対象児童数)	143	137	130	122	121
確保方策	保健師等により家庭訪問を実施				
確保方策の内容	引き続き必要な家庭への支援体制を維持していきます。				

(6) 子育て短期支援事業(ショートステイ)・夜間養護等事業(トワイライトステイ)

ショートステイ事業は、保護者が疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由によりこどもの養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行う事業です。

トワイライトステイ事業は、保護者が仕事等の理由により、夜間にこどもの養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行う事業です。

【提供量の見込み及び確保方策】

(単位：延べ人数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(ショートステイ)	0	0	0	0	0
量の見込み(トワイライトステイ)	82	79	75	70	70
確保方策	市内1か所の施設で実施				
確保方策の内容	<p>ショートステイ事業は、平成28年度から事業を実施していますが、利用実績はごくわずかとなっています。引き続き現状の体制の維持に努めます。</p> <p>トワイライトステイ事業も同じく平成28年度から事業を実施しています。ニーズに応じた体制の維持に努めます。</p>				

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

生後6か月以上小学校6年生以下のこどもを対象に、送迎や預かり等の支援を受けることを希望する親（依頼会員）と、支援を行うことを希望する市民（提供会員）との相互援助活動の連絡・調整を行います。

【提供量の見込み及び確保方策】

（単位：人日／週）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（延べ利用者数）		165	158	150	141	140
確保方策	提供会員数	13	13	13	13	13
	②確保方策（提供日数）	165	158	150	141	140
③過不足（①-②）		0	0	0	0	0
確保方策の内容		近年では利用実績は増加してきています。ニーズに対し、現在の提供会員数でもニーズに応えることは可能と考えられますが、引き続き提供会員の確保・増加を図ります。				

(8) 一時預かり事業

家庭において一時的に保育を受けることが困難となった乳幼児を、主として昼間において、認定こども園での一時的な預かりを行います。

①幼稚園型（在園児が対象）

認定こども園で、教育時間の前後や土曜・長期休業期間中などに、在園児を対象に保育を実施する事業です（従来の幼稚園における「預かり保育」に該当する事業）。1号認定による利用と2号認定による利用を分けて量の見込みを算出することになっていますが、本市では、令和2年度から全ての幼稚園は認定こども園に移行したため、2号認定に該当する量の見込みはありません。

(単位：人日/年)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1号認定（延べ利用者数）	931	839	755	683	695
	2号認定【定期的な利用】	本市では幼稚園はなく、認定こども園に移行しているためニーズはなし				
②確保方策		931	839	755	683	695
③過不足（①-②）		0	0	0	0	0
確保方策の内容		認定こども園での在園児を対象とした一時預かりは、現在の体制で見込み量に対応できると考えられ、引き続き現状の体制の維持に努めます。				

②一般型（主に在宅のこどもが対象）

家庭において一時的に保育を受けることが困難となった乳幼児に対して、主として昼間において、認定こども園で一時的な預かり保育を行います。

【提供量の見込み及び確保方策】

(単位：人日/年)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（延べ利用者数）		2,518	2,405	2,288	2,143	2,130
②確保方策		2,518	2,405	2,288	2,143	2,130
③過不足（①-②）		0	0	0	0	0
確保方策の内容		認定こども園での一時預かりは、現在の体制で見込み量に対応できると考えられ、引き続き現状の体制の維持に努めます。				

(9) 延長保育事業

認定こども園を利用している就学前児童とその保護者を対象に、就労時間の延長などにより通常の保育時間を超える保育が必要な場合、認定こども園での保育時間を延長して乳幼児の預かりを行います。

【提供量の見込み及び確保方策】

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(延べ利用者数)	174	166	158	148	148
②確保方策	174	166	158	148	148
③過不足(①-②)	0	0	0	0	0
確保方策の内容	全ての認定こども園で延長保育を実施しています。現在の体制で見込み量に対応できると考えられますが、保護者の延長保育のニーズに対応し、柔軟な受け入れに努めます。				

(10) 病児保育事業

こどもが急な発熱等の病気になった場合、病院に付設された専用スペースにおいて看護師等が一時的に保育等を行います。

【提供量の見込み及び確保方策】

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(延べ利用者数)	488	466	443	415	413
②確保方策	488	466	443	415	413
③過不足(①-②)	0	0	0	0	0
確保方策の内容	この事業は、市内の病院に付設された専用施設で実施されています。現状の体制維持に努めます。				

(11) 放課後児童健全育成事業（学童保育）

親が共働きである世帯など、留守が多い世帯の小学生を対象に、学校の余裕教室等で、放課後に適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全育成を図ります。

【提供量の見込み及び確保方策】

(単位：人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (利用者数)	1年生	132	103	103	104	74
	2年生	80	92	71	71	72
	3年生	97	79	91	70	70
	4年生	46	51	42	48	37
	5年生	35	31	35	28	33
	6年生	16	17	15	17	13
	計	407	373	357	339	299
②確保方策		407	373	357	339	299
③過不足 (①-②)		0	0	0	0	0
確保方策の内容		現在市内7か所で実施しています。利用実績に比べ、ニーズ量は高めにできていますが、現状の体制でも対応可能と考えられ、確保方策の人数は現状維持に努めます。また、事業の運営については保護者等の要望を踏まえ、より望ましい運営体制になるよう各種調整等に努めます。				

(12) 実費徴収に係る補足給付事業

特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用の助成を行う事業です。

本市では現在当事業を実施しており、今後も継続して実施していきます。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

教育・保育事業を提供する民間事業者の参入促進、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

本市では、この事業は未実施ですが、今後必要に応じて実施を検討します。

(14) 子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

本市では、この事業は未実施ですが、今後必要に応じて実施を検討します。

(15) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

本市では、この事業は未実施ですが、今後必要に応じて実施を検討します。

(16) 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。

本市では、この事業は未実施ですが、今後必要に応じて実施を検討します。

(17) 妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援事業）

妊婦等に対して面談・訪問を実施することにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

【提供量の見込み及び確保方策】

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（延べ利用者数）					
妊娠届出数	126	122	118	116	112
1組当たり面接回数	3	3	3	3	3
面談実施合計回数	378	366	354	348	336
②確保方策	378	366	354	348	336
③過不足（①-②）	0	0	0	0	0
確保方策の内容	妊婦等に対し、面接の際に状況の把握及び助言等の援助を適切に実施します。1組当たり3回の体制を検討しています。				

(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な育成環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することを目的とし、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者等の就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に保育施設等が利用できる制度です。本市では、令和8年度から実施予定です。

【提供量の見込み及び確保方策】

(単位：人)

量の見込みと確保方策		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	①量の見込み （必要定員数、延べ人日）	-	2	2	2	2
	②確保方策	-	2	2	2	2
	過不足（②-①）	-	0	0	0	0
1歳児	①量の見込み （必要定員数、延べ人日）	-	3	3	3	3
	②確保方策	-	3	3	3	3
	過不足（②-①）	-	0	0	0	0
2歳児	①量の見込み （必要定員数、延べ人日）	-	2	2	2	2
	②確保方策	-	2	2	2	2
	過不足（②-①）	-	0	0	0	0

(19) 産後ケア事業

退院直後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する事業です。助産師等の専門スタッフが、宿泊もしくは日帰りで、母体の休養及び体力の回復、母体と乳児のケア、育児に関する指導等を行います。

【提供量の見込み及び確保方策】

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(延べ利用者数)	125	121	117	113	111
②確保方策	125	121	117	113	111
③過不足(①-②)	0	0	0	0	0
確保方策の内容	医療機関等に委託して実施していきます。				

第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画の推進は、行政だけでなく、様々な分野での関わりが必要であり、家庭をはじめ、認定こども園、学校、地域、企業等との連携・協働により取り組んでいきます。

(1) 家庭

子育てにおける家庭の役割は重要であり、親や家族が互いに協力して、愛情を持って温かく子どもを見守り、心身の健康と安全を守るとともに、思いやりや自主性、責任感などを育む家庭機能の充実を図ることが必要です。また、親自身も子育ての中で成長していけるよう、地域の人々や団体、行政が相互に助け合える人間関係の形成に努めることが期待されます。

(2) 認定こども園、学校

認定こども園、学校は、子どもが成長する過程で、人との関わりの中で人格を形成する極めて大きな役割を果たす場であることから、家庭や地域との連携を深めながら、多様な体験を通じて子どもの生きる力を育む教育の推進に努めることが期待されます。

(3) 地域

地域はそこに住む全ての人々が日々充実した健全な生活を営んでいくための大切な場です。

このため、子育て支援に関わる各種団体や関係機関が連携して、地域の子育て中の家庭を支援し、子どもたちを地域の中で見守ることが期待されます。

(4) 企業等

企業や職場は、次世代育成に関する責務をともに担うという認識のもと、子育てをしている就労者が健康で、かつ仕事と生活が調和した働き方を確保できるよう、就業に関する環境や条件の整備・制度の検討などを積極的に推進し、子育てにやさしい環境づくりに向けた活動を展開することが期待されます。

(5) 行政

行政は市民の求めるニーズを把握し、それに基づき事業に取り組んでいくことが責務であることから、十分な情報収集や情報発信を行うとともに、整合性を持って取組が進められるよう子育てに関わる諸機関及び各担当課との連携を図り、地域の実情に応じて効果的な施策の推進を図ります。

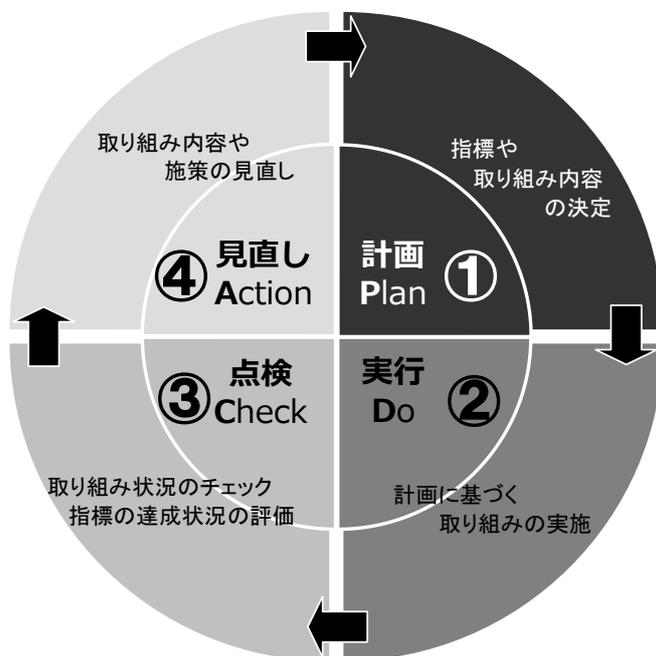
2 計画の進行管理

計画の実現のためには、計画に即した事業がスムーズに実施されるように管理するとともに、計画の進捗状況について把握し、年度ごとの実施状況及び成果を点検・評価し、検証していく必要があります。

このため、年度ごとに施設状況や事業の進捗状況を把握し、PDCAサイクルによる進捗管理を行い、その結果については、ホームページ等を通じて公表していきます。

【PDCAサイクルについて】

- ①令和11年度までの目標、サービス提供に関する見込量、その確保方策等を定める（Plan）
 - ②上記①の方策等を実施する（Do）
 - ③定期的に上記①の見込み等の進捗状況について評価する（Check）
 - ④上記③を踏まえ、必要に応じて①の見直しを行う（Action）
- *見直した後は再度①、②、③、④を繰り返す。



資料編

1 策定の経過

年月日	内容
令和6年1月17日	令和5年度第1回鴨川市子ども・子育て会議
令和6年2月15日	令和5年度第2回鴨川市子ども・子育て会議
令和6年3月11日 ～令和6年3月22日	アンケート調査（就学前児童保護者、小学生保護者対象）
令和6年7月29日	令和6年度第1回鴨川市子ども・子育て会議
令和6年8月26日 ～令和6年9月20日	アンケート調査（小学5年生、中学2年生対象）
令和6年11月19日	令和6年度第2回鴨川市子ども・子育て会議
令和7年1月14日	令和6年度第3回鴨川市子ども・子育て会議
令和7年2月4日 ～令和7年3月5日	パブリックコメント
令和7年3月13日	令和6年度第4回鴨川市子ども・子育て会議

2 鴨川市附属機関設置条例（子ども・子育て会議設置に係る部分のみ抜粋）

平成 31 年 3 月 25 日

条例第 4 号

（趣旨）

第 1 条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるもののほか、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項及び地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 14 条の規定に基づく附属機関(以下「附属機関」という。)の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第 2 条 市長(水道事業管理者の権限を行う市長を含む。以下同じ。)及び教育委員会の附属機関として別表に掲げる附属機関を置く。

2 前項の附属機関において担任する事務並びに当該附属機関の組織並びに委員の定数、構成及び任期は、それぞれ別表各欄に定めるとおりとする。

3 前項の規定にかかわらず、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委嘱等）

第 3 条 委員は、市長(教育委員会の附属機関にあっては、教育委員会。第 6 条において同じ。)が委嘱し、又は任命する。

2 委員は、再任を妨げない。

（会長、副会長等）

第 4 条 会長又は委員長(以下この条及び次条において単に「会長」という。)及び副会長又は副委員長(第 3 項において単に「副会長」という。)は、委員の互選により定める。

2 会長は、附属機関を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。この場合において、副会長が 2 人以上あるときは、あらかじめ会長が定めた順序で、その職務を代理する。

（会議）

第 5 条 附属機関の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、関係者の会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は関係者に資料の提出を求めることができる。

5 前各項に規定するもののほか、会議の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

※附則2～14は略

別表(第2条関係)

1 市長の附属機関

名称	担任する事務	組織	定数	構成	任期
鴨川市子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第72条第1項各号に掲げる事務を処理すること。	会長1人、副会長1人及びこれら以外の委員	10人以内	(1) 子どもの保護者 (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者 (3) 関係機関及び団体を代表する者 (4) 識見を有する者	2年

※別表は本会議に関係する部分のみ抜粋

3 鴨川市子ども・子育て会議委員名簿

No.	委員構成	所属等	氏名 (令和5年度)	氏名 (令和6年度)
1	子どもの保護者	認定こども園保護者	宮崎 明子	宮崎 明子
2		小学校保護者	楠 清美	楠 清美
3	子ども・子育て支援 に関する事業に従 事する者	主任児童委員	立野 慶子	立野 慶子
4		学童指導員	行沢 泰子	行沢 泰子
5		子ども会育成連盟会長	濱田 勝久	濱田 勝久
6		私立認定こども園事務長	川名 秀和	川名 秀和
7		小児科医	河野 悠介	伊東 宏明
8	その他の関係機関 及び団体を代表す る者	校長会会長	岡野 美智代	関口 和則
9		土曜スクール関係者	柁谷 純一	柁谷 純一
10	識見を有する者	一般公募委員	石井 知子	石井 知子

鴨川市こども計画

発行：鴨川市 市民福祉部 子ども支援課
住所：〒296-0033 千葉県鴨川市八色 887-1
TEL：04-7093-7113